

第98回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

令和2年9月15日（火曜日）

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (1名)	7番	竹 内 日 出 夫		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	大 上 千 佳
	書 記	橋 本 倫 法		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	大 永 和 重
	住 民 課 長	山 田 裕 彦	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	松 阪 鉄 矢
	農林振興課特命参事	衣 笠 俊 博	商工観光課長	真 岡 伯 好
	建 設 課 長	重 崎 勇 人	上下水道課長	梶 本 周 作
	上 月 支 所 長	高 見 浩 樹	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫
	三日月支所長	服 部 吉 純	会 計 課 長	尾 崎 基 彦
	教 育 課 長	宇 多 雅 弘	生涯学習課長	安 東 文 裕
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、竹内議員より通院治療のため欠席の届出が提出され受理していますので、報告しておきます。

直ちに、日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

議会での新型コロナウイルス感染予防対策として、本会議場における3密を避ける取り組みとして、議員席の間隔を広くするために、仮設席を設け、3人席の岡本安夫議員と千種議員に席の変更をお願いしています。

また、議場内では、原則マスクの着用をお願いしていますので、ご理解をよろしく願います。

なお、登壇席並びに質問席にはアクリル版による飛沫感染防止対策を施しておりますので、発言者の皆さんにおかれましては、各自ご判断をいただき、マスクの脱着をよろしく願います。

日程第1．一般質問

議長（石堂 基君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき、順次、議長より指名します。

まず、初めに、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） おはようございます。13番議席、日本共産党の平岡です。

私は、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ取り組みと、第8期介護保険事業計画の取り組みはの2項目について、質問を行います。

まず初めに、1項目目の新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ取り組みについて、質問します。

新型コロナウイルス感染症の有識者会議が8月5日に新型コロナウイルス感染抑制と社会経済活動の両立のためには、有症状者の検査とともに無症状陽性者の早期発見が重要だとして検査体制の拡充の緊急提言を発表いたしました。PCR検査の拡充などコロナ感染抑制に対する町長の見解をお伺いいたします。

1点目、日本は、感染者の濃厚接触者を追跡するクラスター（感染者集団）、この対策に取り組んできておりますが、感染経路が分からない患者が増えている状況では流行をとめることは困難でPCR検査を網羅的で大規模に行うために、公費負担で新型コロナウイルス検査を定期的の実施できるようにすること。具体的には、東京都世田谷区では、「いつでも、だれでも、何度でも」を目標にPCR検査を拡充されています。佐用町民が経済的負担なく検査を受けられるようにするべきだと、私は考えますが、いかがでしょうか。

2 点目、集団感染を未然に防ぎ、重症化・死亡のリスクを回避するために、医療機関・介護施設・福祉施設・保育園・学校などに勤務する職員と出入り業者を含む関係者の定期的な検査が必要だと考えますが、いかがですか。

3 点目、検査で陽性になった人を隔離・保護・治療することが必要で、無症状・軽症の人の宿泊療養施設の確保はどのようになっていますか。

4 点目に、感染防止のために、マスク・手洗い・ソーシャルディスタンス、一般的に言われておりますので表現しました。の確保の徹底と、PCR 検査は社会活動の保証のための有効なツール、手段になると指摘されています。どうお考えでしょうか。

5 点目に、感染症は、子供の場合重症化しにくいことが世界中で分かっており、子供が健康であるということは、ウイルスに感染しない病気にならないことだけではなく、心理的・社会的にも健康であること。子供にとって必要なのは 3 密と言われています。感染症対策と 3 密の折り合いをつけることが大事で、子どもの権利条約、生きていくこと、育つこと、守られること、参加すること、この原点に立ち返ることを指摘される専門家、小児科の先生ですが、あると指摘されております。その点についても、見解をよろしく願います。

5 点目は、教育関係ですので、教育委員会からも回答いただければと思います。よろしく願います。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

おはようございます。本日も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日最初のご質問でございます平岡議員の新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1 点目の PCR 検査を網羅的に大規模に行うために、公費負担で検査を定期的に実施できるようにすること。また、佐用町民が経済的負担なく検査が受けられるようにすべきだと考えるがどうかということでございますが、PCR 検査費用は、新型コロナに感染の疑いのある方が保健所の指導によって帰国者・接触者外来で PCR 検査を受けた場合や、濃厚接触者と認定をされて PCR 検査を受けた場合は、全額公費負担となり個人負担は発生をいたしません。また、兵庫県と PCR 検査の委託契約を締結している病院で、医師から PCR 検査が必要とされて検査を行った場合は保険適用となり、個人負担分は公費負担となります。よって、町民の方も感染の疑いがあると判断された場合の PCR 検査費用は個人負担は発生をしないわけであります。

ただ、病院での初診料や PCR 検査以外の検査費用については、当然、個人負担は発生をしてまいります。

次に、2 点目の医療機関・介護施設・福祉施設・保育園・学校などに勤務する職員と関係者の定期的な検査が必要だと考えるがどうかということでございますが、1 点目のご質問の答弁で申し上げましたように、現在の PCR 検査の対象者は、発熱や倦怠感などの症状があり、保健所の帰国者・接触者相談センターか、または県と PCR 検査の委託契約を締結している病院の医師が感染の疑いがあると判断した場合に、公費負担による PCR 検査が実施をされます。

したがって、現に発熱などの症状がなく、濃厚接触者にもなっていない方については、PCR 検査の対象となっていないため、施設職員・保育士・教員などを対象とした定期的な PCR 検査の実施の予定はございません。

感染予防対策として、各職場において日々の検温や体調管理、施設内の消毒などを行っており、発熱や風邪症状がある職員は勤務を行わないように指導・要請をいたしております。

次に、3点目の無症状・軽症の方の宿泊療養施設の確保はどうなっているのかということについてでございますが、検査で陽性になった方は、病状の程度によって治療方法が異なります。重症・中等症の方は感染症医療機関への入院治療となります。軽症の方も症状により入院となることもございますが、基本的には軽症の方と無症状の方については、高齢者以外で基礎疾患などがなく、重症化の恐れがない方は宿泊施設や自宅での療養となります。

現在、兵庫県においては軽症や無症状者向けの宿泊療養施設を500室確保されており、必要な医療体制は整備をしております。

次に、4点目の感染防止のために、マスク・手洗い・ソーシャルディスタンスの確保の徹底と、PCR検査は社会活動の保証のための有効なツールになると指摘してされている。どう考えるかということについてでございますが、国が示している新しい生活様式にも感染防止の3つの基本として、マスクの着用・手洗い・身体的距離の確保を呼びかけております。引き続き、感染防止対策として新しい生活様式の推進を図ってまいります。

また、PCR検査につきましては、地域での感染拡大を防止するためにも当然必要な検査でございます。今後も保健所の指導のもと、感染の疑いのある方については、積極的に帰国者・接触者相談センターにご相談をいただくよう周知を行ってまいります。

最後に、5点目の子供の感染症対策と3密の折り合いをつけることが大事で、子どもの権利条約の原点に立ち返ることを指摘する専門家があるがどう考えるのかということでございますが、まず、今、こうした緊急的なコロナ対策、感染防止の取り組みをしている中で、子どもの権利条約まで考えなければならないのかというふうに、私は、疑問に感じます。

まず、子供が健康でウイルスに負けない体をつくることが非常に大切であり、そのためには、友達とのびのびと体を動かし遊ぶことが重要であります。そうした中で、感染予防としての3密を避ける行動は子供たちには、それは難しいことであるというふうに思われますし、野外などで遊ぶ場合などには、厳密に3密というようなことを言わなくてもいいのではないかとこのように、私は考えます。

また、感染を防ぐための予防のためには、マスクの着用、手洗い、うがい、こまめな換気、さらに風邪症状があるときは外出させないなどの基本的な生活習慣が大切になりますので、家庭での取り組みをお願いしたいと思います。

また、子どもの権利条約には、生きる・育つ・守られる・参加する権利が定められております。

生きる権利のためには、感染症から子供を守ること。

育つ権利のためには、学校臨時休校で受けられなかった授業などを補うことや友達と自由に遊ぶこと。

守られる権利のためには、子供たちを安全に見守る機会をつくること。

参加する権利のためには、文化・芸術などへの参加を促すこと。などを推進することであるというふうに考えております。

感染症が拡大している現状では、3密を避けるために、団体での行事等を制限することがございますが、権利条約までを持ち出すまでもなく、まず、基本的には、感染予防対策を講じながら子供たちがウイルスに負けない健康な体をつくること、それが一番大切ではないかというふうに、私は感じているところであります。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それでは、ご答弁いただいた件で、1 点目から再度伺いたいと思います。

6 月議会でも、この新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための質問を行いました。その時に、議会答弁で町長は、県は PCR 検査の拡充方針として、1,000 件にしていくという方針があるというふうに答弁されてきています。

PCR 検査の実態としては、県はその後の経過で 2,500 件とかの数字を聞いたりはしているんですけど、その現状はどのようなものなのか、具体的に示されるところまでお伺いしたいんですが、ご回答いただけますでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 現在の PCR 検査の体制でございますけれども、衛生研究所などということで、兵庫県のほうがやっておりますのが 200 件、保健所設置市、姫路市とか西宮市とか市で保健所を持っておられるところが 490 件で、県の関係が 690 件でございます。

あと、民間の検査機関で 470 件、それから医療機関でされているのが 320 件で、これ、9 月 13 日現在の数字ですけれども、合計といたしまして、現在 1,480 件の PCR 検査がされておるという状況でございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 次に、コロナ感染に関して、全国的な問題、世界的な問題ですので、様々なところから国に対する要請があり、国の対応がされてきているんですが、その所管であります厚生労働省が一番近い日にちで 8 月 7 日付で県下というか、全国的に新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査の体制のさらなる強化ということで、そういう内容で、いわゆる事務連絡が下りてきております。というふうに、情報得たんですけど、その関係については、どう、佐用町の場合、感染症は県のほうが責任持って対応されているところではありますが、町として、厚生労働省から下りてきている、さらなる強化についての連絡を受けて、何か具体的な動きというか、そういうことはされているんでしょうか。県からの指導も含めてお示しいただきましたら、お願いしたいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、検査体制も県としても拡充をされて、体制が整えておられます。

それは、先般の新聞報道でもありましたように、まだ、正式には町のほうには、そうした詳細は、通達がありませんけれども、そうした検査センターを、県内にも増やしていくという。そして、西播磨にも1か所つくることが報道されております。

また、医師会との話の中で、そうした医療機関において、県内 250 医療機関ぐらいが、検査ができるような体制をつくと。これは、やはり今後、これから秋にかけて、インフルエンザの同時流行、こういうことに備えて、医療機関でも同時に検査ができるように整えていくということだと思います。

ただ、やはり医療機関といっても、佐用町のような小規模な医療機関において、そうした、実際の県が言われるような体制がつくられるのかどうか。特に、町内の先生1人で診ておられます医院等においては、なかなか、それは難しいというふうに考えております。

そのために、町としては、町内の総合病院であります2つの病院において、診療と検査ができる体制をお願いをしているというところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町内の医療機関では、なかなか難しいということですが、最近、いろいろ新聞報道がたくさんありますので、情報があふれているような状況もあります。

そんな中で、姫路市の取り組みとして、医師会の会長さんが登場されている記事の中で、新型コロナウイルスを検査体制を充実するというので、自治体と、それから医療関係者というんですか、医療機関との契約方式を導入して、検査が充実できるような方向で対応されているというふうに報道がされておりました。

それぞれ、病院では、おっしゃるように、もし、先生とか医療関係者が感染してしまうと、その病院が成り立たなくなるという実態もある中で、そういうことがやられていること。それから、検査もリスクが高い、この最初、鼻の奥に検査の物を入れてするのではなく、唾液検査という形で、より安全な方法で検査ができる、そういうことも広がってきている中で、そういう取り組みをされているという報道があったんですが、これらは、佐用町の場合の医療機関の状況からして、難しいことなんですか、実現できるような可能性があるのかどうか、そのへんも含めてお願いできますでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 最初におっしゃいました姫路市の関係なんですけども、これは、姫路市は独自で保健所を持っておられますので、保健所と、それから医師会さんとの契約で、そういった PCR センターを設置されているということになります。

ここらへんになりますと、保健所ありませんので、兵庫県と、その地域の医師会さんが契約を締結されて、同意されれば、そういった PCR 検査センターを立ち上げていくという形になりますが、今、私が、医師会長さんから聞いておるところでは、なかなか、佐用郡の医師会としては、そこまでの検査まで取り組むことは、ちょっと難しいんじゃないかなという形では、ご回答のほうをいただいております。それが、今の現状でございます。

〔平岡君「はい、分かりました」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 医療関係では、そういう体制として、検査する体制は難しいということの実態だということなんですけれど、もっと大きな自治体になろうかと思いますが、実際に感染を防ぐために、集団感染、2つ目に示して質問しておりますように、高齢者施設・医療関係・福祉・保育園・学校というふうに3密が発生しやすいところで、そこで、従事される職員の方や関係者が安心して仕事ができるようにということで、定期的に検査をしていくということで、取り組みが全国的に行われてきております。

たくさんあるので、1つの紹介は、枚方市ですね、ここで、いわゆる福祉施設・介護施設、ここで、まず、職員の方が感染をされて、その後に入所されている方、それから、また、同じように介護に従事されている方というふうな形で、いわゆる、どんどん感染が広がってくると、こういうことが起こったところで、それを教訓にして、それを解決していくには、どうしたらいいかという提案がされてきています。

1つは、介護施設で入所されている方、重度の方の場合、認知症のことがあったりして、病院の受入体制が、なかなか施設で、そのまま、即入院できるような状態でなかったのも、それも1つ感染が広がっていく要因だったということも指摘されておりました。

特養など、医師が常駐していない、そういうところで、本格的に感染を防止していくということでは、即入院が求められていくということと、それから、その施設での働く人たちの、いわゆる定期的な検査を行うということで、国のほうも、なかなか、先ほどのように、感染者が出たところの濃厚接触者を対象とする域から出ていない中で、市独自で、そういった検査が必要だと訴えられた施設に対して、松戸市は市として検査の費用を補助する。そういう取り組みがされているとか、そういうことも出てきています。

まだ、佐用町の場合は、そういったところまでにはなっておりませんが、今、下火になっていると言ったらあれですけれど、感染が広がっていない状況の中で、やはり、そうした体制を取っていくということは、重要なことだと思いますので、そこらへん、町のほうも、いろんなところのPCR検査拡充の取り組みなど、調査というか、情報も得ておられると思うんですけれど、そこらへん、PCR検査の拡充なども含めて、コロナ対策に対する情報交換と言ったらあれですが、自治体としては、どんな状況にあるんでしょうか。今、そういう体制を整えていこうという、そういう状況で進んでいるのかどうかも、ちょっと、もう一度、お願いできますでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） まず、地域の情報交換でございますけれども、龍野健康福祉事務所、それから、赤穂健康福祉事務所、この2つの健康福祉事務所が中心になりまして、それぞれの医師会さん、会長さんと行政の担当者、それから、緊急の関係であります消防、西はりま消防と赤穂消防を含めた会議が、4月以降、2回ほど、たつののほうで開催されておりますので、そこで、いろんな地域の取り組みについての情報交換のほうをさせていただいている会議がございます。

あと、先ほどおっしゃった、各施設の職員さんの定期的なPCR検査でございますけれど

も、現在、佐用町のほうは、取り組んでおりませんが、こういうふうに、定期的に、本当にしないと、単発にしても意味がないものでございます。感染が、いつ感染する状況かわからない状況ですので、2週間から1カ月以内に、再度検査しないと意味のない検査になってきますので、仮に1カ月に1回、3月までするとすると、6回で、町内でいいますと、そういう施設職員さんとか、介護、障害者の施設の職員さんですとか、医療関係の職員さん、それから、保育士とか教員、含めますと、仮に1,000人としますと、費用だけで言いますと、PCR検査が1回当たり約2万円前後すると言っていますので、これ全て、実費になりますので、費用だけで言いますと1回2,000万円ぐらいかかる。それが、6回するとすると、半年で1億2,000万円ほどかかる。これ費用だけです。そういった費用も当然、発生してきます。

ですので、そういった費用の問題もありますし、そういう定期的にしないと意味がないということもございますので、町といたしましては、今まで、各施設でやっていただいております感染予防対策としての職場における毎朝の検温ですとか、体調管理、施設内の消毒。発熱とか風邪症状がある場合の職員さんの勤務を休んでいただくというふうなことの推進をしていただいて、今までどおりの形での感染予防対策を推進していきたいと考えております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 最後にお尋ねしている項目の感染症の子供の対応について、先ほど、町長から、丁寧な答弁があったところなんですけれど、学校関係とか、そういう、いろんな事業、制約、いろんな式もコロナの関係で中止したり、子供たちが発達していく上で、いろんな制約が加えられてきているということで、今は、それこそコロナに感染しないために、体力をつけていくことが大事だと、そのとおです。それを否定するものでも何でもないんですが、それを促進していくこと。それから、いろいろマスクをすとか、様々な回答があったところなんですが、特に、教育委員会として、子供たちが、そうした元気にのびのびと、そういう状況下にあっても生活できるように工夫されていること、特にありましたらですが、お答えできますか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほど、町長のほうも申しましたように、子供の権利については、今の感染拡大にかかわらず、子供の権利を尊重して教育課程は実施しております。

かと言って、これから特別にというのは、やはり3密を避けるために、いろんな行事の制約が来ております。

ただ、中止を簡単にするのではなしに、十分検討して、どうしても無理だというのは中止しますけれど、中止しても代替案はないかとか、そういった形で検討したりしております。

この間の日曜日についても、ある中学校は臨時休業があったので、練習時間が取れないということで、3校の中学校については、日曜日に体育祭を実施しております。半日だったんですが、これは3密を避けるために仕方ないことかなというふうに思いますが、子供

たち、生徒たちは、十分元気いっぱい協力してやっていって、やっぱり、そういうことも、いろんな制約はありますけれど、何とか、教育課程を実施することによって、子供の権利は守られていると思います。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 現場での対応というのは、限りがありますけれど、最大限頑張ってくださいということで、お願いします。

それで、特に行政的に、子供たちの暮らしというか、学校での 3 密を避けながら、かつ権利を保障されるという上で、最低のところの保証として、全国の知事会、市長会、町村会長会など、全てですけれど、そこが少人数学校の要請。また、全国校長会も国に対して、今の国の制度上でいくと、今回の一般質問でも初日に、この子供の関係で、少人数学級の件が出ました。そこで、教育長も、もっと人数を 1 年生、今、県下で取り組まれているものが、小学校最低 6 年生までは 40 人学級ではなくて、定数をもっと少なくしていく、そういうことについて、述べられていました。

ここの先ほど、紹介するまでもなく、全国的に知事会、市長会、町村会、それから、校長会が示しているのは少人数学級、20 人というふうには聞いている。情報的に見たんですが、正確的に、そこらへん、どうなんでしょう。運動として、子供たちを守っていく上で、現場の先生方が、ちゃんと、子供に目配りができて、そして、子供たちを、ちゃんと守っていける、そういう体制が、ぜひ必要だということで、全国的な運動になっているんですが、国のほうもやめられましたけれど、安倍首相だった時に、それは大事なので取り組みたいという答弁もあったようなことなので、大きく動くとは思いますが、そこらへんの情報は、今のところ、運動として上げられた段階でとどまっていますか。

ちょっと、新たなことがありましたら、お示し願いたいんですけど、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 取り立てて、ものすごく変化があるわけではないですが、今、少人数にできるような形で、空き教室を利用したりとかいう形で進めておるところであると同時に、35 人なら 35 人の学級に 1 人だけじゃなしに、複数配置で、ここにかかわれるような先生も配置しておりますので、今の段階としては、そのぐらいの対応で頑張っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それでは、1 項目目の質問については終わりました、2 項目目の質問を行います。

2 項目目は、第 8 期介護保険事業計画の取り組みはとして、介護保険制度は、この制度

が施行されて 20 年が経過いたしました。2021 年、来年からの第 8 期介護保険事業計画策定が、これから進められます。国のほうは負担増、それから、給付抑制、そうした議論の中で、低所得者の方の施設利用がしにくくなる。困難にすることや、高齢者を支えている現役の世代に、その痛みを押しつけるような方向です。佐用町において介護保険事業、これは町民が望まれる介護の社会化を、これまで進めてきたのかどうか検証し、次の計画について取り組んでいただきたい。その点で、伺いたいと思います。

まず、1 点目、介護保険料は、事業計画の見直しのたびに保険料が上がり続けて、住民の負担増となってきました。介護保険料の引き下げや、利用料の負担軽減に取り組んで、町民、住民負担の軽減を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2 つ目に、介護サービス利用実態について伺います。要介護認定者数、現在の状況ですが、何人か。そのうち、サービスを利用されている人は何人でしょうか。介護認定を受けているけれど、利用していない人の、その実態はどのように町は把握されておりますか。

3 点目に、新型コロナウイルス感染症で必要な介護職員の確保が困難になる状況が生まれている。こういうふうに報道が全国的にされているんですが、町内事業所の実態としては、どのようにつかまれていますか。

4 点目、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、通所介護事業所での経営崩壊が起こっていると聞きます。町内の実態はどうでしょうか。地方創生臨時交付金の財源を活用して、減収になった通所介護事業所に対して補助を実施している自治体もあります。佐用町でも、こうした例に倣って取り組む考えはありませんか。取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

5 点目に歯科保健センターの介護口腔ケアについての取り組み、この現状はどうか。また、今後、どう推進されようとしているのか、その見解を伺います。

議長（石堂 基君） 庵迓町長。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） それでは、第 8 期介護保険事業計画の取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、最初に、令和 3 年度から 3 カ年の事業計画を定める高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画の策定スケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

計画は、医療・保健・福祉分野に関する専門家や各種団体の代表の方々によって構成されております介護保険運営協議会において、ご審議をいただき、今年度末に作成することといたしております。

今年 7 月に第 1 回目の運営協議会を開催しておりまして、その際には、第 8 期介護保険事業計画の概要と、計画策定スケジュールなどについて、ご説明をさせていただきました。

今後は、国の基本指針や兵庫県の基本方針に基づき、佐用町の計画素案を作成し、運営協議会委員のご意見や住民の方からの意見募集をさせていただいた後、来年 2 月中旬頃をめどに、最終となる運営協議会を開催して、計画案の承認を得たいというふうに考えているところでございます。

計画には、前回の第 7 期介護保険事業計画と同様に、介護保険サービスの利用者などの状況や、日常生活圏域における施設などの整備状況、介護保険サービスの今後の方向性、介護保険料の算定などについて、設定をすることとなります。

それでは、ご質問の 5 つの項目についてお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の介護保険料は事業計画の見直しのたびに保険料が上がり、住民の負担増

となってきた。介護保険料の引き下げ、利用料の負担軽減に取り組み住民負担の軽減を図るべきではないかということでございますが、介護保険制度の仕組みは、介護給付費を国、県、市町村で負担する公費と、被保険者の保険料で折半するという大原則がございます。このため、保険料の算定には、まず、計画期間中の介護サービスの見込量を出すことが先決でございます。

現在、第8期計画期間中の介護給付費の見込額を精査中であり、先ほど、申しましたように、来年2月開催予定の運営協議会におきまして、保険料の額を決定をしたいと考えております。

ご承知のとおり、現在の本町の介護保険料基準月額は、第6期計画の5,600円から第7期においては23.2パーセント増の6,900円と大幅に増額をした経緯がございます。これは、本町の介護給付費が毎年約3%程度増加を続けてきたことに加えて、新たな介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業など介護サービスの基盤整備の拡充により、給付費の増加が見込まれたこと、また、第7期計画から第1号被保険者の法定負担率が22%から23%へと変更されたことなどを考慮した結果でございました。

現在、第7期事業計画を検証し、各年度ごとの給付費、支援事業費の推移や、次期計画期間中における新規事業参入などの意向調査結果を踏まえて、これから保険料額を算定するわけでございますが、これまでの計画期間中に、日常生活圏における介護施設の整備が進んだことにより、ある程度充足している状況となっており、新規事業への参入見込みにつきましても、大きな追加は現在のところ予定がされておりません。これらのことにより、介護サービス見込量は、第7期計画と比較をして、変動は少ないものと考えられますが、今後、国より示されます、介護報酬の改正、保険料負担割合などを考慮して、第8期事業計画期間中の介護保険料を算出をすることとなります。

次に、2点目の介護サービスの利用実態について、要介護認定者数は何人か。そのうちサービスを利用している人は何人か。利用していない人の実態はどのように把握しているのかということについてでございますが、今年6月末時点においての、要支援認定も含む要介護認定者は1,590人で、そのうち、介護サービスを利用されている方が1,280人、利用されていない方が310人となっております。

介護サービスを利用されていない方につきましては、現在は、自立した生活を送ることができるけれども、介護が必要になった時に備えて、早めに介護認定を受けておくというケースが多いようでございます。これらの方につきましても介護認定の次回の更新手続きの際に、主治医の意見書や認定調査員の訪問調査により、身体や精神の状況などを詳細に確認をしております。

また、介護認定を受けておられない独り暮らしの高齢者につきましても、自治会や民生委員さんなどから情報を提供していただき、介護が必要と思われる高齢者には、地域包括支援センター職員が訪問するなどして、実態把握に努めているところでございます。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染症で必要な介護職員の確保が困難になる状況が生まれていると言われるが、町内事業所の実態はどうかということでございますが、ご承知のとおり、これまでのところ、佐用町内の高齢者福祉施設等において、コロナウイルス感染症の患者が発生をいたしておりませんので、施設や事業所としては、感染防止の徹底した予防対策を行った上で、支援が必要な高齢者等に対しての事業継続をいただいているところでございます。

緊急事態宣言が出されていた期間においては、家庭での介護が可能な高齢者については、ご家族やご本人の意向を十分に確認をした上で、デイサービス、ショートステイなどの利用について、一時的に自粛協力をされたケースもございますが、現在は、利用者同士の間隔を広げる工夫などにより、3密を避けて予防対策を徹底した上で、事業を実施をされて

おります。

また、介護職員の勤務状況につきましても、各施設、事業所においてマニュアルなどを作成をされて、職員の体調によっては勤務を休むよう指導をされておりますが、町内の施設において、コロナウイルス感染症の理由で、職員の確保が困難な状況にまでは至っておりません。

4点目の新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、通所介護事業所での経営崩壊が起こっていると聞くと、町内の状況はどうかということであり、また、地方創生臨時交付金等の財源を活用して、減収した通所介護事業所への補助を実施する自治体があるが、佐用町でも取り組むべきではないかということについてでございますが、先ほど申しましたように、緊急事態宣言が出ている時期には通所介護事業を自粛されたり、また、利用されている高齢者自身が予防のために自主的に利用を休まれたりするなどして、佐用町内の通所介護事業所におきましても、4月、5月は、前年の同時期と比較して約5パーセントの減少と、わずかですが、利用は少なくなったというふうに聞いております。

ただし、現在のところは、一時的な減少にとどまっておりますので、佐用町内の施設、事業所等におきましては、経営に影響が出るほどの多大な減収になっているとは聞いておりません。

今後におきましても、重症化リスクの高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、国が実施をしております新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の助成制度を活用し、感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ、介護サービスを継続的に提供するための支援や、職員に対する慰労金の支給など、この助成制度について、町内の各施設、事業所に対して周知をして、利用を促しておりますので、現在のところ、減収した通所事業所への補助を町単独で実施することまでは、考えておりません。

最後に、5点目の歯科保健センターの介護口腔ケアについての取り組みの現状について、今後どう推進していくのかということについてでございますが、これまで、このことについてのお答えは何度もしてきたところであり、また、繰り返しになりますけれども、健康福祉課において、ケアマネジャーや在宅介護にかかわる専門職員からの依頼と情報提供を受けて、歯科衛生士が高齢者宅を訪問し、口腔内の状態や健康状態の把握などを行っております。

また、佐用町ケアマネ連絡会や多職種連携会議・研修会において、歯科衛生士から口腔ケアの重要性について説明をし、要介護高齢者における口腔ケアの推進・啓発を行っております。また、個別事例検討会議において、医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・看護師・介護サービス事業者・介護支援専門員などの関係者の出席をいただき、歯科医師のアドバイスを介護支援サービスに反映をさせております。

なお、介護老人福祉施設におきましては、町内の歯科医療機関が協力歯科として継続的に訪問口腔ケアを実施されております。

今後の推進方法ですが、これまでどおり佐用郡歯科医師会と連携し、地域包括ケアシステムの一環として口腔ケアを推進してまいります。なお、南光歯科保健センターで単独での口腔ケアの実施する予定はいたしておりません。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君）

平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 介護保険の関係ですけれど、答弁の中では、介護サービス利用実態として、認定者、それらの、ちゃんと、それぞれに対して、きちんと目配りがされていると、一人残らず、ちゃんとした対応がされているというふうに答弁があったように思います。

引き続き、認定者、それから、認定されていない高齢者が、これからも佐用町では増えていきますので、対応ができるようにしていただきたいということで、この点については、あれなんです、1 番目の介護保険料ありようについて、ほぼ第 7 期、現在、進められている介護保険計画と、ほぼ同様の大きな変化がないということで、保険料も前回、大きく増やされておりますので、上がるということはないというふうに受けとめておりますが、それで、よろしいですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 保険料につきましては、ご答弁申し上げましたように、これから、いろいろなデータを精査しながら、また、国や県、方針が、また、出されてまいります。

特に、施設の新たな町内での整備ということは、そういう動きは聞いておりませんので、現在の介護、いろんな施設、それなりに佐用町内では、かなり充足をしてきているというふうにも思っております。

そういう意味では、この 3 年間の介護給付の状況、そして、介護会計の収支の実態、そういうものを、しっかりと精査しながら、今後は、やはり国として、介護要員の職員の待遇改善とか、そういうことは、引き続いて示されてくると思いますので、そういう面での介護給付費のこれからの動向を、しっかりと見極めながら、できるだけ介護保険料を据え置けるように、町としては、いろいろと担当のほうも検討をしてみたいと考えております。

ですから、今の段階で、全て介護保険料を据え置くということは、当然、言える時期ではありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 介護保険制度そのものが、国、県、町、そういう仕組みの中で運営されているので、そういう点は、町長の答弁そうなんですけれど、新型コロナの関係で、4 点目に通所介護で経営が大変になった時に、国から、今、臨時交付金という形で出されている、この交付金を財源にして、そうした通所介護施設の補助を実施する自治体があるということで、名称を書いておりませんでしたけれど、長野県飯田市での例では、先ほど言われたように、介護は国のそういう仕組みの中でしていくので、いろんな費用が発生した時に、国の今度の介護保険感染症の対応についても、国のほうは特例措置を通知して、そして、その発生する費用について、利用者にその負担をするような形を取っているんですね。というふうに紹介されていました。

それで、せっかく介護施設が大変な時に助けてもらえるというのは、ありがたいけれど、その費用負担を利用者に求めるというのは、本来、国が保障すべき緊急事態の中では問題ではないかということで、市が独自に、その不足分を対応したという、そういうものなん

ですね。

ですから、今回、コロナの関係で、佐用町でも介護保険料、国民健康保険税、それらの国が財源保障をするんですけれども、補填していますよね。減免したり、また、減額したりというふうな対応を、緊急事態として取られています。ですから、介護保険の制度の中で、町なり、今回は、国が対応していますけれども、そういう持ち出しをすることについて、国のほうから緊急事態という状況のもとではありますけれども、財源を補填していくという実例をつくってきていますので、コロナ禍でなくても通常の介護保険料を設定する中で、町として独自に補填していくということについては、住民の軽減していくという上でできる道筋が、私は、国からつくったのではないかというふうに思うんですけれども、そういうような状況がありますから、絶対、町から持ち出しをはいけないんだという、かたくなと言ったらあれですけど、できないんだという固定ではなくて、臨機応変に住民負担を軽減していく体制を取っていくということは大事だというふうに思います。

それは、頭の片隅に置いていただいて、ぜひ検討していただきたい。

今、答弁を求めるものではありませんけれども、緊急事態とかいうことの上で、そういう財政措置も取られていますから、ぜひ考えてください。

最後に質問しております歯科保健センターの介護口腔ケアについては、従来どおりの取り組みを継続していくということで、今、9月議会は決算ですし、歯科保健センターでの口腔ケアの事業報告というか、件数などが、非常に減ってきているというか、今年も、ごく限られた人数の口腔ケアの事業件数になっていました。

そういう中で、この口腔ケアの取り組み、必要性も歯科衛生士さんが、それぞれの会合の中で、強調されているというふうには、先ほど、答弁で伺いましたけれども、特に要介護者にとって、口腔ケアは必要で、重要で、コロナの関係もありますし、そういう重要性は、本当によくご承知だと思いますけれども、せっかくの、そういう行政として取り組みがされているので、充実されるように、私は願うものなんですけれども、そこらへん、方針として、従来と変わらないというご回答でしたけれども、コロナを受けて、より一層充実させていくということについては、どういう、お考えがありましたら、お聞かせいただけませんか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 要介護者の方につきましては、かなりの数の方が、介護老人福祉施設に入所されている人が多ございます。

その方々につきましては、町長答弁にございましたように、町内の歯科医療機関が、その施設と協力提携を結んでおられますので、その協力されている歯科医院から継続的に訪問の口腔ケアを施設のほうで実施されておりますので、まず、その施設の方については、そういう形で実施されております。

在宅の方については、歯科センターの絡みでいいますと、今現在、決算委員会でも申し上げましたように、訪問診療をされている方が3人という状況でございます。この方々についても、その歯科医師のほうから、そういった介護保険の居宅療養管理指導という口腔ケアのメニューがあるんですけれども、そういう指示も特になされていないということは、そういう訪問診療の介護保険ではなくって、医療保険の訪問診療の中で、そういった口腔ケアの指導もされているんじゃないかなというふうに捉えておりますので、特段、こういった介護保険でのメニューには実績のほうは上がってきていないという状況ではないかと

思っております。

なおかつ、町には、町の町職員で歯科衛生士がおりますので、歯科保健センターの業務ではなくって、町の保健事業といたしまして、訪問いたしまして、そういった口腔ケアの指導なりを歯科衛生士のほうが行っておりますので、今後も、そういう形で、町の保健指導としての事業を実施してまいりたいと思っております。

13 番（平岡きぬゑ君） 終わります。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、終わります。

議長（石堂 基君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
続いて、2 番、児玉雅善議員の発言を許可します。

〔2 番 児玉雅善君 登壇〕

2 番（児玉雅善君） 2 番議席、日本共産党の児玉です。

今回は、核廃絶への思いを問う。そして、新型コロナウイルスによる文化活動面への影響。そして、3 番目に天文台公園の落雷による被害の状況。この3 点について、お聞きします。

まず、この場では核廃絶への思いを問うと題しまして、お聞きしたいと思います。

広島・長崎への原爆投下、そして、敗戦から 75 年の年月が経過しました。戦争の悲惨さ、原爆の悲惨な実態などを身をもって語れる方がどんどん少なくなっています。

先日、テレビを見ていますと、高校生が街頭で、ヒバクシャ国際署名に取り組む活動を紹介していました。この署名は後世の人たちが生き地獄を体験しないように、生きているうちに、何としても核兵器のない世界を実現したいという思いから、2016 年3 月、日本原水爆被爆者団体協議会が記者会見で署名活動の協力を呼びかけ始まったものです。

今年、3 月末現在で 1,184 万 3,549 筆の署名が集まっています。その中には、1,277 の市町村長と 20 都道府県の知事の署名も含まれています。

もちろん、その中には、庵途町長のお名前も入っています。

そういった活動が世界の世論を動かし、2017 年7 月には核兵器禁止条約が国連で採択されました。

しかし、唯一の被爆国である我が国は、欺瞞的な核抑止論とアメリカへの付度からいまだに批准していません。

この条約は 50 か国が批准すれば、90 日後に発効します。政府に批准を促し、平和な世界をつくるためにも、意見書を出すなど、地方からも声を上げるべきだと私は思います。

そうした観点から、町長のお考えをお聞きします。

また、私が小学生の時、鼓笛隊ができました。レパートリーは2 曲なんですけど、その曲目は、君が代行進曲と軍艦マーチでした。今から思うと、なんちゅう曲を教えてくださいなと思うんですが、これはレッドパーズの後なので、そういった影響もあったのかなと思います。

そこで、平和教育についてもお聞かせ願いたいと思います。

南光スポーツ公園には、旧南光町時代に植えられた広島の被爆2 世のアオギリ、そして、長崎の被爆2 世のクスノキが植えられています。これらの木は、身近な平和教育の生きた

教材として活用できるのではないかと思います、その活用の状況、平和教育の状況はどうなっていますか。お聞かせください。

また、それ以外にも、広島や長崎の原爆資料館、あるいは、近くでは姫路手柄山にある全国戦没者慰霊碑など戦争にまつわる施設や資料館など、たくさんございます。

それらの教育への活用はどうなっているのか、現状をお聞かせください。

以上、この場での質問とさせていただきます。

残りの2点については、議員席からの質問とさせていただきます。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、児玉議員からの核廃絶への思いを問うというご質問に対しまして、私の思いを申し上げさせていただきます。

あと3点目、4点目の平和教育につきましては、後ほど、教育長から答弁をさせていただきたいと思います。

今年は、戦後 75 年という節目の年であります。何百万人という尊い命が奪われていった、あの先の戦争、その終戦から 75 年という月日が流れ、戦争の悲惨さを身を持って体験をされながら、また、その戦後、最愛のご主人を亡くされたり、父親を親を亡くされたりしたご家族が、戦後の苦しい混乱の時代の中を必死で生き抜いてこられた。そうした方々もご高齢となられて、あの時代のことを、その時代を生きてきた、その経験を生で聞かせていただける方は、本当に少なくなりました。

戦後の平和な時代に生まれ、本当の戦争の苦しさ、苦しみというものを知らない私たちが戦争の時代のことを軽々に語ることはできませんが、日本の長い歴史において、再び繰り返してはならない最も暗い時代であったと思います。

国民みんなが、本当に傷つき、今の私たちから想像もできない苦しみを強いられた、あの戦争が、広島、そして長崎に人類がつくりだした最も恐ろしい兵器であるといわれる原子爆弾が投下をされ、その惨劇をもって終わったという事実。これは、その悲惨な惨状は世界中に衝撃を与え、原爆の持つ恐ろしさ、これは、この原爆を使ったアメリカをはじめ、その後、核兵器を持つ国々においても、あれから 75 年、世界中で、各地でいろんな戦争、各地で紛争が起こった中で、これが使用されなかったと、逆に使用ができなかったということから、この恐ろしさを証明しているというふうに思います。

こうした、この恐ろしい原爆、原子爆弾、それが、広島と長崎に投下され、その街が焼きつくされ、一瞬のうちに多くの市民が地獄の苦しみの中で亡くなり、また、被爆した人たちは、その後、苦しい生活を強いられてきたこと。この事実は、人類の歴史として、決して忘れてはならない。日本人だけでなく世界中の人たちが忘れてはならない歴史であるというふうに思っております。

私も毎年、8月6日、8月9日、そして、8月15日、そうした思いを持ちながら、心の中で平和を祈っているところであります。

戦争で傷つき、本当にそこで倒れ亡くなっていった人たち、その方たちのことを思うと、誰もが胸に迫る悲しい思いをされていると思います。

しかし、戦争で、そうした経験をされ、体験をしてきた人たち、亡くなっていった人たち、その人たちは広島や長崎の方たちだけではございません。戦地で戦いの中で亡くなっていかれた方々、もちろん日本中の多くの都市も無差別空襲を受け焼かれ、多くの市民が無差別に殺されていったことを、そうした事実を、私たちは、しっかりと記憶をし、記憶

にとどめていかなければならないというふうに思っております。

その戦争のこうした惨劇、悲しみというものは、誰もがよく分かっていることであり、平和が大切であるということ、このこともみんな分かっていることではありますが、しかし、戦争は、戦後 75 年の間にも世界中で民族紛争、そして宗教紛争、経済紛争、イデオロギーの戦い、そうした戦いが繰り返され、多くの市民、子供たちを含めて、どれだけ多くの犠牲が出たか計り知れません。

そうした戦争が、この 75 年の間にも日本が平和であった時代でも世界中で起きてきたこと、これは歴史の事実であります。そうした事実には私たちは、目を向けた時に、この核兵器を廃絶する、なくすことだけでは、平和が訪れるということではないという、その事実も私たちは認識をしなければならないと思います。

世界中の人が平和を望みながら、片方では、いろんな戦争が、絶え間ない戦争が起きている。この事実が、これが私たちが一番考えなければならないことではないかというふうに思うわけであります。

その中で、核兵器は人類がつくりだした、地球を破滅させてしまうだけの力を持った本当に恐ろしい兵器であることは事実であり、また、この核兵器を私たちの次の世代、人類からつくりだしたものを、人類がなくなっていくということは、これは人類全体の、また、責務でもあるというふうに、私も考えております。

しかし、核兵器だけではない。核兵器以外の通常兵器と言われる、いろんな殺りく兵器が次々と開発をされて、世界中いろんなところの紛争で使われ、多くの方が苦しみ、その戦火の中で亡くなっている事実、この歴史を見た時に、私は、誰もが悲しむ戦争がどうしたら、そうした苦しみを味わなくて済むのか、平和はどうしたら保てるのか。なぜ、そうした戦争が起きていくのか。そうしたことを歴史から学ぶということ。そして、平和な世の中をずっと続けていく。

特に、日本においては、戦後 75 年という平和な時代が続いた。この時代を次の世代、何十年も何百年も、これを保って行かなければならない。その考えを考えることが、真の平和教育ではないかというふうに思っております。

なかなか、答弁にはなっておりませんが、私の思いを申し上げさせていただきました。

以上、終わります。

教育長。

議長（石堂 基君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君）
れた…

それでは、2 点目の南光スポーツ公園には、旧南光町時代に植えら

〔町長「それは、私がやる」と呼ぶ〕

教育長（浅野博之君）

言われてなかったのです。

〔町長「ああ、申し訳ない。もう一度、終わりに、終わったら、次、変わりますから、その後」と呼ぶ〕

教育長（浅野博之君） それでは、3点目と4点目につきましては、私のほうから説明させていただきます。

まず、3点目の広島や長崎の原爆資料館、あるいは近くでは姫路手柄山にある全国戦没者慰霊碑など戦争にまつわる施設や資料館などの教育への活用についてでございますが、小中学校では、唯一の被爆国である広島及び長崎への原爆投下について、国語科、社会科、道徳科、総合的な学習の時間において、日本が歩んだ歴史の経緯と人権学習の面から学習を深めております。

資料館等の関連施設についても、その学習の中で取り上げており、例えば、三日月中学校では、姫路平和資料館の見学及び修学旅行で長崎を訪問し、各種資料館の見学と語り部の話を聞くなど、それぞれの学校で平和学習に取り組んでいるところでございます。

最後に、4点目の平和教育の現状についてでございますが、小学校においては、国語科、社会科、道徳科において平和教育に関する単元があり、教科書以外にも資料集などを使って学習しています。

中学校においても、小学校同様に国語科及び社会科の関連する単元で学習を行っています。また、総合的な学習の時間を活用した計画的な平和学習を進める学校もあり、学習のまとめとして文化祭で発表するなど平和学習に積極的に取り組んでいるところでございます。

以上、私の答弁は、ここで終わります。

議長（石堂 基君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 失礼しました。

あと残っております2点目のご質問に対しまして、改めてご答弁させていただきます。

南光スポーツ公園に植えられている広島の被爆2世のアオギリと長崎の被爆2世のクスノキについてでございますが、私は、児玉議員からこの木についてのご質問を受けるまで、こうした木が、植えられていることすら知りませんでした。

早速、見に行って、旧南光時代に、誰が、どのような経緯で、この木を植えられたか、それを、教育、そして、また、この木が南光町時代にも平和教育として生かされてきたのか、そういうことについて、全く知りませんでしたので、旧南光町の職員に聞いて回ったところであります。

ただ、役場職員が、こういうことは、しっかりと知っているということを思って、すぐに分かると思ったんですけども、私が聞いた、特に、そういう時代に、事業にも携わったであろう職員もたくさんいるわけですけども、誰1人として、その存在を知っている者がいなかったということでもあります。

当然、その植えられた思いというのは、あそこに看板が設置されておりますので書いてあります。そういう思いは分かりますけれど、植えられた経緯という、いきさつというのが分かりません。

植えられたのは、多分、その時期は、南光スポーツ公園が整備をされ、あのスポーツ公園のドームが多分建設をされた平成14年頃ではないかというふうに思われる。推察をするところでもありますけれども、旧南光時代にあっても、そうした、それを平和教育という、児玉議員が言われるような形で、生かされていたということは確認ができませんでした。

児玉議員が、どなたから、この木のことをお聞きになったのか分かりませんが、そういうことで旧町の役場の職員でさえ知らなかったことであり、私が知らなかったのも、これ

もやむを得ないかなというふうに思います。

そういう私に、この活用の状況はどうかということを問われましても、今、申し上げましたように知りませんでしたと。分かりませんというお答えしかできないわけであります。

以上であります。

(「知らなかった」「全く知らなかった」は、定例会最終日冒頭に「忘れていた」と訂正あり)

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） 南光スポーツ公園の件に関しては、どうして知ったのかということなんですけれども、以前、4、5年ぐらい前でしたか、ぐらいまでは、毎年、私たち、8月6日に、あの木のところへ行行って、下の草が密集して整備していました。

今は、町のほうでやっているのか、あそこの草が、ほとんどきれいに整備されていますので、草取りなんかしていませんけれども、その当時はしています。それで、知ったわけなんですけれども。

町長の言われるとおりの、ほとんどの町民の方がご存じないと思います。

本当に、身近な、広島であの原爆、爆心地から、すぐ下にありながら、生き延びたアオギリの種を拾って、あそこに植えられたということなんですけれども、そういった事実、どなたかが、まだ、ご存じの方がいらっしゃると思うんです。そういった方たちから聞き取りして、後世に、そのいわれなんか残るように、看板ありますけれども、看板も古くなって見にくくなっています。そういった経緯をご存じの方がいらっしゃる間に聞き取って看板を作り直すなどして、後世に残すようにしていただきたいと思います。

その点について、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵迺町長。

町長（庵迺典章君） 看板も設置してありますけれども、その思いは書かれているんですけども、内容は。

日時も書いてありませんし、誰が、これを植えたかという名前もありません。

それと、やはり、そういうことが、少なくとも植えられた旧南光町の時代に、南光町の中で、もっと、やっぱり、そうした活用がされてきたという、そうしたものが、やっぱりないということ自体が、私は、不思議だなというふうにも思いますし、今、それが、植えられてから 20 年近くなっておりますけれども、そうした皆さんが引き継いできたものを、しっかりと、もっと活動されてきた人たちも、今、いらっしゃるということですから、その人たちが、改めて、そうした活動に当たっていただければというふうに思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） できれば、そういった身近にありますので、教育のほうにも生かしていただければと思います。

それでは、続いて、原爆のほうに、話を、ちょっと戻したいと思うんですけども、全国で 1,250 余りの市町村が核兵器廃絶平和宣言都市を宣言しています。県内でも伊丹、宝塚、加西、姫路、相生などの市、そして、播磨町や福崎町などが宣言しています。

我が佐用町も非核平和都市宣言をすべきではないかと、私は思うんですけども、町長の見解をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、私の思いというのを、申し上げさせていただきましたけれども、私も、この人類がつくりだした核兵器というものを、これは、本当に人類の責任として、将来的に、これをなくしていくということについては、なくせば一番いいし、そういう思いについては、私も同感であります。

ただ、自治体が、そうした宣言をする。しない。こういうことを、どこがしていて、どこがしていないんだというようなことが言われるようなことでは、これはやはり、私は、核兵器だけが、先ほど、申しましたように、廃絶をすれば、平和が訪れるというようなものではありません。

戦争そのものがなくなると、何も意味がありませんし、そうした、先の大戦を見ても、本当に毎年、そうした慰霊祭というものが行われますけれども、全国各地で、本当にたくさんの方が、それぞれが亡くなっております。

町内でも戦没者の、戦死者の慰霊祭、毎年、南光では執り行われ、ほかの地域でもそうした慰霊祭も行われておりますけれども、本当に、そういうことがもう忘れられていったところもいっぱいあります。

姫路市でも空爆がありました。神戸市でもありました。福井市でもあり、全国の都市が、そこで何十人、何百人、何千人という方が亡くなっていったと。そういう思いを、しっかりと、この私たちが改めて学ぶという、このことが大事であり、その自治体が宣言をすればいいという、ある意味では核兵器がなければいいというだけではないのと同じように、自治体が、そうした宣言をすれば、それでいいんだというものではない。思いは、私らも、当然、そういう平和の尊さというものは、本当に身を持って、そう感じておりますし、常に、そういう思いは持っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

平和への思い、しっかりと聞かせていただきました。

それでは、2 番目の質問に移ります。

新型コロナウイルスによる文化面への影響について、お伺いします。

私は、音楽鑑賞団体である宋栗労音の会員で運営委員の 1 人として活動しています。

8 月 23 日には、元劇団四季のお二人と市民で構成した合唱団によるミュージカル風の公演を山崎文化会館大ホールで開きました。客数をキャパシティの半分の 330 人に絞った開演で、感染対策など、できる限りの万全の体制でやらせていただきましたが、やっぱり客数を減らしたために、かなりの赤字を出してしまいました。

そこで、お伺いするんですが、新型コロナウイルスの感染防止のため、町内においても祭りや、いろいろなイベントや公演の自粛や延期など、文化面においても大きな影響が出ています。

伝統的な行事である平松の武者踊りや各地区の盆踊り、また、花火や夏祭り、秋祭りなどの実施状況をお聞かせください。

文化情報センターや、スピカホールなどで予定されていたが中止になった公演やイベントはどのくらいあったのか。

③番目に、中止でキャンセルとなった場合、キャンセル料はどうなりましたか。

④、佐用祈りのとき合唱団や、いろんな団体がございすけども、吹奏楽団や邦楽などの団体などいろいろあります。こうした、音楽や芸能にかかわりのある団体は、町内にどのくらいあるのか。

その中で、予定していた公演やイベントを中止、あるいは延期した団体はあるのか。また、その活動自体、練習や活動を休止している団体はあるのか。

公演などを中止や延期などすると、主催する団体などに大変な金銭的負担がかかってきます。また、一旦中止すると、次やろうかという時に、大変なエネルギーが要ると思います。

伝統的な武者踊りや、獅子舞など、担い手が高齢化している現状で、一度中止するとそのままになってしまうおそれもあります。伝統を継承する手立ても考えるべきだと思いますが、そういった面に関しての見解をお聞かせください。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、新型コロナウイルスによる文化面への影響はということについてのご質問に、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、①点目の平松の武者踊りや各地域の盆踊り、花火大会や夏祭り、秋祭りなどの実施状況についてお聞かせくださいということでございますが、まず、町の無形文化財の1つでございます平松の武者踊りは、この武者踊りは江戸時代に始まり、その後、いつ頃からか、途絶えてしまったものを、昭和48年頃に復活がされまして、4年に一度のお祭りとして、平松集落の保存会の皆さんを中心に、今日（こんにち）まで引き継がれてきた地域の伝統行事であるというふうに認識しております。

しかし、神戸新聞でも報道をされましたとおり、残念ながら、平松集落の少子・高齢化と担い手不足が起因して、今年度の予定の武者踊りを中止の決断をされたということを知っておりまして、これは、コロナの影響ということではございません。

その他、例年、各地域で行われていた納涼祭や盆踊りも規模の大小を問わず、軒並み中止がされてきた状況です。また、秋祭りについても、まだ、検討をされている地域もあるとは思いますが、すでに神事だけに規模縮小をされる地域も多いとお聞きしております。

これらの中止や規模縮小などの対応は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、密閉・密集・密接、いわゆる3密の回避が困難なことが大きな要因であると思いますが、その影響で、高齢化や担い手不足など、地域が抱える諸課題が、改めて浮き彫りとなり、これに拍車をかけているのではないかというふうに考えられます。

このような状況のもと、苦渋の決断を強いられている地域の皆さんの御苦労をお察しするとともに、残念であると言わざるを得ません。

次に、②点目の文化情報センターやスピカホールなど、予定されていたが中止となった公演やイベントは、どのくらいあったかと、③点目の中止でキャンセルとなった場合、

キャンセル料はどうなりましたかということについて、関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの全国的な拡大によって、町では3月以降、ホールを含む社会教育施設の使用制限や、事業の自粛をしてまいりました。

さよう文化情報センターにおいて、予定をしていた事業で中止となったものは、町主催の高年大学年間事業のほか、町関連事業であります観月の夕べ、佐用町文化祭のホールイベント、佐用郡美術展などがございます。これらに関しては、キャンセル料は一切発生を、当然、いたしません。

また、おりひめ文化ホールでは、子ども向け映画会や、著名人による講演会の開催。また、スピカホールでは、ファミリー向けコンサートやピアノコンサートの企画を試みてまいりましたが、具体的な調整に入る段階で、緊急事態宣言が発令をされたり、また、宣言解除後も、感染拡大が極めて厳しい状況に陥ったりするなど、日々刻々と変化する感染状況に振り回されながら、残念ながら契約まで至ることなく、実施を断念することが続いている状況でございます。

結果的に、具体的な企画立案後、また、出演者との契約後に中止となった事業はなく、そのためにキャンセル料も一切発生をいたしておりません。

なお、3月22日に、公演予定といたしておりました「丘みどりコンサート」は、議員もご承知のとおり、感染拡大防止を目的に、一旦7月25日に延期をし、さらに、来年3月20日に再延期をしておりますが、この公演についても、当然、キャンセル料というものは発生しておりません。

一方、貸館に関しましては、町から一定期間、使用制限や自粛を要請したために、やむなく中止や延期していただいた文化事業は、さよう文化情報センターで5件ございました。そのうち、アーティストを招いてのコンサートが1件中止されておりますが、実施主体は町の補助団体であり、既に、町の一定の支援が行えているものというふうに考えております。また、既に、会場使用料が支払われているものについては、別の日程への振り替え措置や、納付済みの使用料を還付することで対応をしており、通常時には行っていない柔軟な対応の中で、利用者への負担の軽減を図っております。

スピカホールの貸館では、主に自主コンサートや発表会に使用するため、利用日程の仮押さえが、3月から10月までの7件ございましたが、既に使用が取り止めとなりました。自主コンサートや発表会では、キャンセル料は発生しないというふうに考えております。また、7件とも正式なお申し込みではなかったため、会場の使用料は一切、現在いただいております。利用者への負担は生じておりません。

次に、④点目の佐用いのりのとき合唱団などの合唱団、吹奏楽団、邦楽などの団体など、音楽や芸能に関わる団体は幾らぐらいありますかということと、⑤点目の、その中で、予定していた公演やイベントを中止、あるいは延期した団体がありますかということ、そして、練習や活動を休止している団体はありますかということにつきまして、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

町内の音楽・芸能団体の組織数でございますが、佐用町文化協会所属の団体や、例年の佐用町文化祭へご出演いただいた団体などから、35団体あるというふうに把握をいたしております。

そのうち、自らの公演やイベントを中止された団体は、感染拡大初期の3月に、日頃の練習成果の発表の場を兼ねてコンサートを中止された、音楽グループ1事業と、11月に佐用町文化協会音楽部会主催の清流の郷音楽祭の合計2事業を把握をいたしております。

また、全体の約3分の1に当たる12団体は、自主的に活動を休止されております。休止団体の主な活動内容は、大きな呼吸と発声が伴い、飛沫が発生をしたり、吸い込んだりす

るリスクが高い、コーラスや詩吟などの団体が多くなっております。

しかし、23 団体は、自主的な感染対策を講じながら、これまでどおりではないかもしれませんが、活動は継続をされております。

次に、⑥点目の公演などを中止、また、延期すると、主催する団体などに大変な金銭的な負担がかかってきます。支援策はありますかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、中止や延期をされた団体はあまりなく、あったとしても、プロとして活動をしている団体ではありませんし、また、町の補助団体であるため、休止された団体の皆さんが、多額の負担を強いられているというふうには考えておりません。

また、会場の使用制限や自粛要請を行った場合は、当然の措置として、通常時であれば行わない別日程への振り替えや、支払い済みの使用料の還付など、柔軟な対応を行って、団体やグループへの経済的負担を軽減をしております。

経済的な負担軽減以外に、国の地方創生臨時交付金を活用して、感染リスクを減少させるための備品などを整備するよう、7月の臨時議会にて、補正予算の議決もいただいたところでございます。

今後は、国や県が提示する施設の運用やイベント実施に関するガイドラインを遵守しながら、そうした予算も活用して、感染リスクの低減と皆様の活動を支援する環境を、少しずつ再構築をしてまいりたいと考えております。

最後に、伝統的な武者踊りや、獅子舞など、担い手が高齢化している現状で、一度中止するとそのままになってしまうおそれがあるが、伝統を継承する手立てについての見解ということでございますが、最初のご質問でお答えしましたように、平松の武者踊りに代表されるように、地域の伝統行事の継承ということは、かねてから、高齢化と担い手不足で非常に厳しい状況に置かれております。

新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの伝統行事が中止され、そのことが起因して、継続することが困難となるケースも、あり得ることであるとは考えられますが、そのため、小さな地域だけでは解決できない課題を、集落や自治会を横断し、広域的な地域運営組織での対応が不可欠でございます。佐用町の場合、町内に 13 ある地域づくり協議会がそうした課題にも当たっていただければというふうに思います。

人口減少と少子高齢化に起因する様々な諸課題、その 1 つである地域伝統行事の継承については、すぐにそうした解決を見出すということは、なかなかできません。具体策を述べることはできませんが、地域の皆さんの誇りを大切に、また、住民と行政の協働を念頭に置いて、地域づくり協議会を支援する中で、皆さんの考えを形にして、行動を共にしながら、こうした課題にも当たってまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） 平福におきまして、秋祭り、獅子舞、それから、浦安の舞、神輿、屋台、それらの行事が全て今年は中止になりました。神事のための寂しい秋祭りになるんですけれども、平福におきまして、少子高齢化、本当に少なくなって獅子舞や神輿、屋台、これの継承が本当に難しくなっております。

先ほど、町長もおっしゃいましたけれども、どこの集落も一緒やと思うんですけれども、本当にそういった伝統行事、今までどおりのあり方だけでは、本当に継承が困難になっています。

武者踊りにせよ、それから、南光の子ども歌舞伎にせよ、これだけの伝統的な行事を何とか継続していくためには、全体で本当にさっきもおっしゃいましたように、集落だけで無理なので、もっと大きな目で、保存会なり、そういったものをつくって継承していく道を、本当に今の段階で、みんなが真剣に考えていかないと廃れていって、だんだん、だんだん継承していく者がなくなっていくと思います。

今でしたら、まだ、そういった技術を継承していけるとと思いますので、そういった技術を持っていらっしゃる方がいらっしゃる間に、何とか、そういった方向に持っていけるように進めていければと思います。

そういった点に関して、もう一度、見解をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした文化、伝統行事、そうした長年培ってきたもの、つくり上げてきたものというのは、やはり、その地域に根差したもの、密着をした活動の中で生まれてき、育ってきたものであります。

そこが、やはり今のような少子化、そして後継者がいない、高齢化して人口が減っていくという中で、一番、難しい、みんなが本当に悩んでいるところであります。

そうしたものを大事にしたい。みんなの、これを残していきたい。継承していきたいという気持ち、それが、まずなければ何もできないんですけれども、しかし、そういう思いを、皆さんが、みんな持っていて、実際、そうした人手がいない。人がいないということになれば、こうしたものは、人がつくるものですから、これを無理にどこから、誰かを頼んできてできるというもの、これは長く続きませんし、これは、やっぱり、そうした、もともと伝統行事ではなくなってしまいます。

その中で、やはり地域づくり協議会というのは生活圏、一番身近な範囲。私は、この範囲ぐらいが、そうしたものをつくっていける、一番生活に密着した、ある意味では、そこ逆に最大の地域ではないかなというふうに思っております。

ただ、1つの集落だけ、地域の小さな集落だけでは、当然、人が全くいなくなっている集落もあるわけですから、そういうものの中で、一緒に共有してきた生活圏の中で、長年暮らしてきた皆さんが、そうした、それぞれの地域の伝統文化や伝統芸能、こういうものに対しての思いを、どこまで持っていただけるか。それを継承する、また、新たな取り組みができるか、これにかかってくるわけなんですけれども、なかなか、そこには、地域の皆さんが、本当に、非常に苦労されてきたところを、改めて、ほかの方が、そういうことにまで取り組むという思いを持っていただくというのは、非常に難しいということも、十分、私たちも分かっておりますし、それを分かなければならないなというふうに思います。

以上、そういう難しさということの答えしかできないと思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） 私たちの労音での活動でもそうなんですけども、ホールとか使った場合、我々、その主催団体だけじゃなしに、非常に大きな問題、影響あるのは、裏方、スタッフの皆さんですね。照明であるか、そういった方々の仕事も減っているはずなんです。

そういった面の補償を、そういった形の補償がどうなっているのか、分かりましたら願います。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安東文裕君） お答えいたします。

文化情報センターのホールで、イベント等貸館的にやられる場合も含めてなんですけども、一応、貸館の中に関西ディレクト(株)という会社なんですけども、ホールの委託会社を町のほうが管理会社へ委託しておりまして、それで、そこから舞台監督、それから、音響、照明の委託を、町が一旦受けるという形でさせていただいて、事業実施、貸館される方については、トータルで幾らという形で、ほとんど使用料の中に、そのものを含めたような形でさせていただいております。

ですから、今回、今年度コロナの関係でいうのは、文化情報センターのほうでは、そういうイベントのほうがなかったというような形になっておりますので、そちらのほうへの負担というのは、個人の方にはありません。

ただ、委託しております会社につきましては、正直言います、私どもの佐用町だけでなく、ほかのたつの市であるとか、いろんな形のホールのほうの管理も一緒に受けられておるわけでございますけれども、当然、聞くところによると、イベント等は緊急事態宣言が解除されるまで、また、この8月ぐらいまで、ほとんどない状態だということも聞いております。

その中で、町といたしましても、一応、年間、何回というような形では、契約させていただいておるわけなんですけども、そのへんの最終的な調整的なものについては、今後、一応、回数で、今年度60回というような形で契約をしておるわけでございますけれども、その状況について、見込みがないようであれば、また、協議のほうさせていただいたりしたいなというふうには考えておるところでございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございました。

本当に、そういったスタッフの方々、本当に生活的にも大変なんじゃないかと推察します。

この間、やりました山崎での公演なんですけれども、それなんかでも、キャパシティーを減らすということで、かなりの経費節減ということで、舞台づくりなんかも私たち自身でやりました。

それで、ちょっと浮かしたんですけれども、それでも、かなりの赤字になるんですね。

我々も赤字になりますし、そのスタッフの皆さんも本当に仕事が減っている中で、生活大変だと思います。

何とも申し上げられないんですけれども、何とか、そういった面でも少しでも早く、普通の公演ができて、みんなが、いろんな面で文化に親しめるようになっていけたらと思います。

そういった面でも、コロナ対策、改めて、しっかりやって、PCR 検査でも、もっと見つ

かっていないだけで、見つかっていないということは、検査していないから見つかっていない面もあると思います。厳密に検査すれば、そこら中と言ったら申し訳ないですけども、かなりの感染者が見つかるんじゃないかと推測するんですけども、そういったことのないように。また、今でこそ、コロナ、コロナと騒いでいますけれども、普通のインフルと同じような扱いになるのではないかと、いずれはワクチンができてすればなると思いますけれども、そういったふうに、早くなるといったらおかしいですけど、インフルと同じように、コロナとは長いつきあいになると思いますので、平常な状態に少しでも早くなるように祈って、また、そういった面に努力していただくよう、改めてお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

7月に天文台公園に、直撃ではないんですけども、近くに落雷があったということで、施設にいろんな被害が出たそうです。落ちて、すぐ聞いて、すぐに天文台まで上がったんですけども、その状況を、どういった被害が出たのか、また、望遠鏡駆動装置に故障が出たとお聞きしています。

また、水道も断水して、トイレも何も使えなくなったと聞きました。

そういった面、どういった被害があったのか、また、その後の復旧の状況。

また、今後、そういった予防策、以前にも落雷で望遠鏡に支障が起きたということを知りました。その時もかなりの金額、被害が出たと聞いています。

何とか予防する…予防する言うたら、自然現象だから仕方がない面もあるんじゃないかと思いますが、対策のほうをお聞きしたいと思います。

議長（石堂 基君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君）

それでは、天文台公園の落雷による被害の状況はについてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり天文台については、平成24年に兵庫県から兵庫県立大学に移管され、その名称を兵庫県立大学西はりま天文台と改めておりますので、名称を天文台に統一し、答弁させていただきます。

天文台に落雷があったのは、去る、7月21日、午後4時50分頃のことと、主な落雷の場所は、天文台南館の南側にある第1キャンプ場付近と想定されております。

被害の範囲は、なゆた望遠鏡のほか、施設内火災報知器、夜間警備システム、電話交換機、南館空調機及び南館エレベーターなど多岐に及んでおります。

現在、佐用町が維持管理委託を受けている、なゆた望遠鏡以外の設備は、部品交換等の修繕を行い、全て復旧しております。修繕料は16万8,900円となっております。

なゆた望遠鏡については、兵庫県立大学側で直接修繕に当たられてますが、修繕料は約1,600万円と聞いております。

故障箇所については、主に、駆動用のモーター2台と制御装置3台ですが、それぞれ仮復旧を行い、9月下旬には観望会で使用できるよう、鋭意対応されているところでございます。

本格復旧については、駆動用のモーター及び制御装置を新しいものに交換するもので、全ての修繕が完了するのは、令和3年3月と見込んでいます。

今後の防止策については、望遠鏡の電気特性に合わせた特注の雷保護機器を複数設置するとともに、雷の侵入経路を特定するための雷モニターを設置する予定です。また、通信線の一部を光ファイバー化することも検討しているところでございます。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（石堂 基君） ここでお諮りします。

お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議ありませんので、このまま一般質問を続行します。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） 望遠鏡のほう、想像していた以上に大変な金額なので、びっくりしているんですけども、これは、町のほうではないんですけども、本当に、なゆた望遠鏡、これは本当に佐用町の宝ですよね。本当に大事な物なので、防護策、雷センサーとか、いろいろやっていただくということなんですけども、本当に、こういったことがないように、また、キャンプに来られる方も、皆さんいらっしゃいますので、お子さんなんかもいらっしゃいますので、人的被害は、今回は、なかったんですけども、人的被害等ないように、防護策等、なお一層確立していただくようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石堂 基君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 15 分とします。

午後 0 0 時 0 1 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

4 番、千種和英議員の発言を許可します。

〔4 番 千種和英君 登壇〕

4 番（千種和英君） 4 番議席、千種和英です。

本日は、通告に基づき、佐用まなび舎農園の昨年度の経営状況と今後について問うという質問をさせていただきます。

以前より、まなび舎農園自体の経営状況や、産業としての農業振興に関する質問の関連内容として何度か質問をしています。

この事業については、次世代農業モデルとして三土中学校跡地を活用し、佐用・IDEC 有限責任事業組合が運営し、平成 28 年 12 月よりトマトの定植を開始し、栽培・出荷・加工に取り組み、住民及び農業経営に参入予定の企業への横展開を想定した事業運営だと説明を受けております。

ただ、残念なことに簡易キャッシュフロー上では、平成 30 年 3 月では約 3,000 万円。31 年 3 月、これ 30 年度です。31 年 3 月では約 1,800 万円の経常赤字となっております。

簡易キャッシュフロー上というのは、土地の取得価格や固定資産税、プラント建設費等の償却を含まない決算額であり、決して、このままでは横展開どころか自走としての事業継続も危ぶまれます。

年々、事業改善や新規取り組みをされているとのことですが、昨年度、令和元年度の収穫量・売上高・売上原価・売上総利益・営業利益・経常利益はどうなっていますか。

また、昨年 11 月に総務常任委員会で調査をした際の説明で、今後の取り組みとして、3 点、まず、1 点目がジュース等の売上げ強化への取り組み。

2 点目が、百貨店ギフト商品やイオン等への販路拡大の取り組み。

3 点目としては、地域特産物販売拠点等への販路拡大の取り組みとありますが、この進捗についてはどうなっているのでしょうか。

また、生産、栽培において、平成 30 年度は上半期は高温障害や日照不足による収穫減少、冬季の低温障害防止のための燃料費の増加。灰色カビ病による収量減少との課題がありました。大規模投資をした施設園芸でも引き続き、このような課題は発生するのでしょうか。栽培技術はすでに試験農場で確立されているという説明がありましたが、これは、どうなのでしょう。

今後の健全経営や横展開の見通し、若手就農や雇用拡大の可能性について、今の時点での町長の見解を伺います

議長（石堂 基君） 庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、千種議員からの佐用まなび舎農園の昨年度の経営状況と今後についてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用まなび舎農園は、佐用・IDEC 有限責任事業組合が運営し、約 6,000 平米の面積を持つ大規模ハウス型の農業施設で、三土中学校跡地を活用して組合が建設し、運営に当たっているものでございます。

佐用・IDEC 有限責任事業組合は、当初、中山太陽光発電所の建設・管理・運営を行うために、平成 25 年 3 月 1 日に、佐用・IDEC メガソーラー有限責任事業組合として設立をし、まなび舎農園の建設を機に、平成 28 年 7 月 1 日に、佐用・IDEC 有限責任事業組合に名称を変更したものでございます。

太陽光発電は、順調に発電を続けており、売電収入による町への配当金を町民の皆様に還元していることはご承知のとおりでございます。

佐用まなび舎農園事業は、こうした太陽光発電による事業収入の安定した組合の運営を基礎として、これまでご説明をしてきておりますとおり、衰退をしていく農業の現状を、少しでも打破をすることを目指した組合のチャレンジ事業、また、未来を見据えた事業として計画したものであります。次世代型のハウス園芸農業として事業に取り組んでおり、従業員は町内から 12 人、宍粟市から 3 人の方が勤務されており、雇用の場、働きの場の確保にもつながっております。

事業の開始に当たりましては、それまで、いろいろと試験的な栽培を行い、かなりのデータを蓄積しながら準備を進めてきたものでありますが、しかし、なかなか計画どおりに運んでおりません。やはり、農業の本当に難しさというものを痛感しているところでありまして、現在の農園運営は、太陽光発電事業を基盤として運営を補完している状況であり、ご指摘のとおり、農園単体での経営状況としては、大変厳しい状態にあります。

2019年度における経営状況につきましては、1つ目として、栽培途中でコナジラミとハモグリバエがついたため、害虫駆除の必要があり、苗の引き抜きと消毒を行ったり、年末に灰色カビ病が発生したことで計画収量が減少したこと。夏の台風被害でハウス設備の修繕が必要となったため、早期に収穫を終えなければならなかったことなどが重なり、収量自体も減少することとなりました。

その結果、2019年度の収穫量は約40トン、売上高は約2,400万円となり、売上原価では約4,300万円かかっておりまして、売上総利益としては1,900万円の赤字であります。さらに、営業費用というものを加えた営業利益も3,300万円の赤字という結果になっており、この事業につきましては、国の地方創生交付金等の支援をいただくということでの計画もしておりましたので、そうした費用、交付金を入れても、経常利益は2,600万円の赤字という形になっております。

そのため、組合経営会議でも自立できる農園運営に向けた改善の取り組みを進めておりまして、今年度から3年間で、令和4年度末での簡易キャッシュフローベースでの収支均衡を目指して、様々な改善、改良、改革を進めているところでございます。

具体的には、まず、販売面の改善策として、販売単価が高くなるユーザ割合の増加や、販売手数料の削減を進めているところでございます。また、加工品など新商品販売による新規顧客の獲得、マスコミやSNSなどにより情報発信も行っているところであります。農園運営を始めて本年度で3年目を迎え、販売先数については、順調に伸びてきている状況であり、大手スーパーとの取引も始め、さらに他のスーパーとの取引に向けて、随時交渉も続けているところであります。

ジュース等の売り上げ強化への取り組み及び百貨店ギフト商品やイオン等への販路拡大の取り組みといたしましては、トマトジュースを三越伊勢丹ギフトで販売するほかに、佐用高校家政科と連携したトマトジャムを製作し、イオン4店舗で販売を開始をいたしました。

地域特産物販売拠点等への販路拡大への取り組みとしては、道の駅ひらふく、ふれあいの里上月、味わいの里三日月や南光ひまわり館及び道の駅ちくさなど、町内及び近隣の直売所でも販売を行なっておりまして、さらにほかの店舗についても交渉を進めているところでございます。

また、栽培面におきましては、昨年度は販売収入を、やはり何とか上げたいという、上げるための収量を重視をして、通常は1本の幹から7段ぐらいの房をつけるように、そうした栽培を行っているわけですが、昨年におきましては、収量確保を重視して、20段を超える栽培方法に変えたということでもあります。

しかし、結果的には、農園の設備に見合っておらず、茎間が密接すぎてトマトと茎が擦れ合ったり、空気が循環しないため湿度が高くなり、カビの発生がみられるなど、作業工数の増加に相反して質の悪いトマトとなるといった悪循環が発生をしてしまいました。

今年度は、低段密植栽培の原点に返り、品質が確保できるトマトの収穫と栽培作業工数の低減により、収入と経費のバランスを図りながら、3年後のキャッシュフローでの収支均衡を目指すことといたしております。

なお、栽培技術自体は確立していても、昨今の気象状況からは、高温障害や日照不足、冬季の低温障害防止のための燃料費の増加は避けることができず、地域における条件をさ

らに収集し、その地域に対応した方法を確立していくことが大切であるというふうに考えております。

害虫や灰色カビ病といった病気についても大規模投資をしたからといって、これがなくなるわけではなく、今後も根気よく予防と殺虫を続けるなど、随時、必要な対策を行ないながら、トマトの収量安定を図っていかなければならないと考えております。

また、農園の管理・運営面では、県内に拠点を置く販売先を優先して、近場には従業員が配送することにより配送費用を削減をしたり、作業の効率化を図るため袋詰め機械等を導入して作業工数を削減することで、パート作業時間の割り振りの改善を行っているほか、燃料費単価の見直しを行うなど、可能な限り管理・運営面での改善も図っております。

これにより農園に見合った収支状況の改善を図って、農園事業ベースでの収支均衡を目指すことといたしております。

次に、今後の横展開や若手就農・雇用拡大の見通しに関するご質問についてでございますが、以前の一般質問においてもお答えさせていただきましたように、遊休農地や耕作放棄地を活用した横展開を図る場合も、組合として直接、新たな農園を経営するというものでは、当然、今の段階でできません。あくまでも新規就農者や異業種参入へ向けた契機とすることで、既存の農業事業者の新たな取り組みの選択肢となることを想定したものであります。

そのため、農園への初期投資の規模にもよりますが、収益性のある農業事業を行いうる、小規模農業プラント施設の検討も進める必要があるというふうに考えております。

しかしながら、現状におきましては、先ほど、ずっと説明をまいりましたように、佐用まなび舎農園のキャッシュフローベースでの収支均衡は非常に厳しい状況にあり、この収支均衡を達成することに、まず、注力をしていかなければなりません。あわせて将来的な横展開に向けたビジネスモデルプランの検討も進め、前向きに、こうした事業に取り組もうとされる事業者がいらっしゃった時点で、組合や町としての立場から、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えます。

議員におかれましても身を持って経験をされていることと思いますが、市場のニーズも刻々と変化する中で、農業事業を長期的な視点で見通すことは大変難しい面があるということとはご理解いただいた上で、今後とも、ご協力、ご支援のほどを、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） 今、答弁の中で、昨年度の実績の数字を教えてくださいました。非常に厳しい数字でありました。

まず、収穫量につきましては、40 トンということで、当初、説明を受けていた目標は 70 トン。平成 30 年度、上半期に 23 トンで、ここから後期に増産しますよという話だったんですけれども、12 月に、また、ちょっとできなかったということで、平成 30 年度の最終的な数量は確認はしていないんですけれども、上半期で 23 トン、元年度につきましては、通年を通して 40 トンですので、やはり、ちょっと収量的にも大変なのかな。

答弁の中で説明があったように、収量重視をしたことにより、品質が低下した。だから、高品質な物を、きっちりとつくるように、今、目指しているということなんです。売上高につきましても、2,400 万円、これも平成 29 年度で 2,299 万円、平成 30 年度が 3,359

万 9,000 円ということで、徐々に上がってくるのかなと思ったんですけども、これも夏台風とかの影響もあって、非常に下がっているということで、経営的には非常に御苦勞をされているのかなと思います。

そんな中で、再質問の中で、3つに分けて質問をさせていただきたいと思います。

まずは、生産について。そして、販売について。そして、今後の展開、事業継続、地元との連携、地域効果ということでさせていただきたいんですけども、まず、やはり生産ですね、このまなび舎農園を計画段階から説明を受けた時に、何度も言われたのが、生産技術は確立されているんですよ。福崎のほうの実験農園で、実験をして、生産技術が確認されて、それに、その後、この組合で投資をして、あとは販売をするだけですよという話だったんですけども、やはり、なかなか、その生産技術について確立されていない。これも、何年も前から聞いているんですけども、植えるたびに、まだ、苗の間隔を広げようか、狭めようかというのを、試行されているということなんですけれども、そのへんについては、もう今回、先ほど、説明をされたように、収量重視じゃなしに、高品質の物を栽培するというので、今現状では、大体固まりつつあるんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この事業を挑戦していくのに当たっては、当初、私も議会の皆さんにもお話をさせていただいたように、かなりリスクはありますと、ただ、やはり、企業として、民間、IDEC さんも、かなり農業というものに力を入れていきたい。高い、そうした制御技術というものを持つ、この IDEC という会社が、かなり時間をかけて、かなりの投資をして、そうした栽培技術と実際の試験的栽培、これも積み重ねてきたと。これ、実際、私も大阪のほうの会社のほうにも、当時、行って、この会社の1つの売りであったナノバブルの装置、これを使った装置で、どういう作物が、どのような状況で根が張ったり、また、作物が収穫が多かったり、そういうことの比較を、そういう物も見せていただいたり、そして、福崎に実際の試験農場を建設をされて、そこでは、当初、イチゴを栽培をされておりました。その中で、非常に質の高い、糖度の高いものが栽培されたということも確認をしました。

そういう民間の企業が、これだけ力を入れて、いろいろと考えてくれている事業、その中で太陽光発電という、この一緒に事業をするという形で組合を設立した。その組合として、さらに長年の、こうした私たちのような町が、農業が衰退しているという、これの少しでも何とか打破する事業として取り組みたいという、その思い、そのへんが一致をして、この、これだけの規模で、投資をお互いにして、事業をやろうということでスタートしたと、このへんのことは、皆さんにも、これまで何度もお話をしてきた、説明をさせていただいたところです。

ただ、栽培の技術とか、栽培のそうしたデータを集積し、それをコンピュータで制御しながら、しっかりと安定した栽培をすることに当たっては、当初、当然、IDEC という、そういうメーカーとの共同であると同時に、役場の職員においては、なかなか、そうした技術を持っているわけじゃありませんから、IDEC のお互いの方々の1つの技術、これまでの経験に頼ってきたというところがあります。

1年、2年は、なかなか当初から、そんなにうまくいくとは、私も、それほど大きな期待というものは、なかなかかけられないなという思いはありました。

しかし、これ3年目を迎えて、ここまで事業として、計画どおり、なかなか、当然いか

ない、実際、この農業というのは、本当に難しい産業だなというふうにも思いますし、当然、この施設は、高品質な物を、当初から栽培するんだということを目的にしていたんですね。それを、収量が取れないということで、収量を上げるために、そうした栽培方法を変えた。これは現場としては、そういう思いというのは分かるんですけども、そういうことをすれば、品質が落ちるというふうなことは、当然これ、予想できるわけですね。

私は、そのへんが、この経営会議等でも、しっかりと町としても指摘すべきだということも指示しております。

町としても、昨年から担当していたOBの職員を、この担当職員として専任で就けて、さらに何を改善すべきか、改善をすべき取り組みをするように指示をして、そうした職員も配置をしているわけです。

その中で、今年から3年間で、そうした計画の基に、もう一度、品質の高い物をつくるという、当初の原点に戻って、この施設を活用して、その栽培、経営に当たっていくということで聞いておりますので、もうしばらくこれは、この運営の状況を見極めていかなければ仕方がないのかなと。

そういう中で、トマトだけでいいのか。トマトがいいのか、このことも、しっかりと検討するようにという指示をしております。

当初は、イチゴを栽培するということで聞いておりました。

しかし、いろんなところで、総合的にトマトのほうが、経営的に安定するんだという話を聞いて、それは私たちも、そういう専門的に当たっていただく方々の意見というのは尊重しなければなりませんので、それはそれでいいのかなとは思ったんですけどもね、ただ、トマトも千種議員もご存じのように、本当にたくさんの種類、同じようなものが、いっぱい栽培され、市場には、いっぱい、いろんな産地から出ております。だから、価格も、品質の高い物をつくって、どれだけ、また、それが高価格で販売をしていけるのか。そのへんも見極めていかないと、なかなか、いいものを栽培しても経営につながっていかないという面も当然あるかと思えますし、そのへんは、こうした事業を行う、当然の当たり前の課題です。

だから、そのへんが、私は、残念ながら大きな責任がありますけれども、この事業が、今、こんな状況になっているということについて、もっと、やっぱり本当に腹を据えて真剣に取り組まなきゃいかんということで、厳しく指示をしているというのが現状でございます。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） この事業、提案のあった時から議会内でも、いろいろ話もありました、私、個人的にも、いろいろ疑問があったんですけども、町長の強い思い、また、この事業にかかわらず、普段からおっしゃっているように、やっぱり今からの成長産業は農業なんだというのは、僕も強く共感をしておりますので、何とかしたいという意味で聞いております。

生産について、いろいろ言うと、また、長くなる、多岐にわたりますので、ちょっと、今度、販売についての質問をさせていただきます。

販路につきましても、先ほど言われました、当初、高品質で 230 グラムで上代が 598 円ぐらいで売れるんだ、ひょっとしたら、もう少し高く売れるかもしれないという説明を受け、当初から出荷、当初、始まった頃から百貨店等々にでも販売されているんですよ。ま

た、その販売店系列では東京店にでも置いてあるという説明も受けたんですが、私自身も、今、神戸へずっと行って事業、そういった野菜関係のことに関わっていますので、いろんなところを回っておるんですけども、ここ近年、神戸市内の百貨店等で見えることもございません。販路が広がっているんですよというような話を、今、されたんですけども、そのへん、当初からの販路というのが変わってきたのか。また、そこ途中に入っていたくバイヤーさんは、そのままで販路が変わっているのか、全く違うような経路に行っているのか。

また、そうなってくると、百貨店ですから、先ほどの価格で取引ができるけれども、スーパーマーケットに行くと、やはり、もうちょっと単価的には変わってくるのかなと思うんですけども、そのへんの販売状況は、今、現状はどんな感じなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 方向性としては、当初と同じような形での方向性を探っております。

ただ販路と言いますか、販売先につきましては、やはり販売するのに当たって、運搬経費というのが非常に高くつきますので、そういったところが、なるべく運搬経費がかからないような形での販路先を探っていただいております。

で、方向性としては、そういう方向でありながら、イオンですとか、マックスバリュ、そういったスーパー系にも、だんだん品物を置いていただけるようになっておりますので、販路としては拡大させていただいている方向であるというふうには思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） そのマックスバリュ等々も僕もうろうろ、うろうろ見て回っているんですけども、そこへ行くと、それこそ、夢茜でなしに、コモディティというんですか、1つちょっと下の舞茜でしたか、そういった形で、今、販路が増えている。どちらのほうが、比率的には大きいんですかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 昨年度の生産状況にもよったんですけども、やはり夢茜の収量が少なかったもので、量的には舞茜といったような形のほうが量が多いです。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） あと販売のほうで、先ほど、当初に言いましたように、昨年、地方創

生の交付金も入れられて、ジュース等の加工品の加工設備を充実させられたんですけれども、ギフト販売等々の加工品、今のところジュースぐらいなんですかね。そのへんの売り上げと、全体の比率的にはどんな感じですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず、ジュースですけども、ジュースにつきましては、昨年度、町のイベント、マラソンですとか、そういったところでも取り扱っていただいて、そこそこ出ておりました。

ところが、今年度の見込みといたしましては、そのイベントがコロナの関係で、かなり中止になっているという部分で、かなり影響が出ようかなという気がしております。

ただ、百貨店でのギフトと言いますか、お中元ですとか、そういったものについては、同様に取り組みのほうさせていただきたいというふうに思います。

それから、加工品としては、ジャムのほうを佐用高校の家政科の方と一緒に開発させていただいて、近隣のイオン4店舗でも置いていただいたりということは始まっております。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） それと、この事業を始められる時に、当然、農業の新たな取り組みというものもありましたし、もう1つは、地域の課題解決、また、連携、佐用高校には、農業科学科、今、加工品をつくっていただいている家政科等があるということで、そのへんと、佐用高校との研修であったり、次の若者の雇用の受け皿となるようにという形で、説明を受けておるんですけれども、一昨年、昨年、その前か、昨年じゃなしに、その前、その前と、ずっと佐用高校との連携研修は年に2回程度だったんですよ。また、そういったところで学んだり、そこに携わった生徒さんが、こういった仕事をしたいというような就職等々はあったんですかという話を聞いたんですけれども、就職に関しては正社員としては募集していないということだったんですけれども、今現在の佐用高校との授業としての取り組み、クラウドファンディングの件は、後から、ちょっと聞こうと思うんですけれども、そういった連携というのは、どんな形になっているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 昨年度まで、地域創生の関係での交付金を使いながらやっていたんですけれども、今年度も町の単費にはなりますけども、授業のほうは2回実施する予定で動いております。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） これ勝手な思い込みだったんですけれども、当初、もうちょっと、佐用高校の農業科学科等々に関わっていただいて、こういった技術を習得されて、その生徒が卒業後は、この佐用町でこういった事業に関わっていただけるのかなと思っていた割には、ちょっと残念なのかなと思ったりするんですけれども、先ほど、説明もあったように、6月ですか、今、ジャムをつくっていただいているというのが、佐用高校のほうでクラウドファンディングで資金を集められて、夢茜を使って加工品を作る。ケーキとジャムとでしたっけ。3種類作るということだったんですが、残念なことに、目標額 300 万円でクラウドファンディングを募集されて、集まった額は 42 万 2,000 円、僕もクラウドファンディングに、ちょっと関わっている部分がありまして、この額より、ちょっと寂しかったなというのが、支援者数が 35 人、パトロンになっていただいた方が 35 人というのが、なかなか広がりが少なかったんじゃないのかなと思うんですが、この事業、こうした後に、この方に、お返しとしては、この9月の終わりに、できた加工品をお返ししますというふうに書いてあるので、現在進行中だとは思いますが、これに関しての今後の取り組み、展開等々はどのようにお考えでしょうか。

議長（石堂 基君） 議場の皆さんにお知らせをします。
ただ今、議場においては、一般質問として非常に重要な慎重な議論が展開されています。どうか皆さん、議論のほうに集中していただくよう、改めて、私のほうからお願いを申し上げ、議事の進行を続けます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず、クラウドファンディングのほうですけれども、先ほど、おっしゃられましたとおり 35 人で 42 万幾ら集まったんですけれども、こちらのほうにつきましては、例えば、1 万円していただいた方のお礼としては、感謝をたっぷり込めたお礼状ということで、高校 2 年生の家政科の方がお礼状として、その商品に関わった苦労ですとか、楽しかったことですか、そういったことを手書きして、そういった物を添えて、1 万円していただいた方には、開発した商品としてジャムですとか、それから、ドレッシングパウダーの 2 つを開発したんですけれども、そういった物を贈らせていただいております。

お礼状のほうの中に、西播磨のフードセレクション、去年は間に合わなかったんですけれども、今年には、そういったところに出したいということを書き添えて、お礼状を出されたいんですけれども、念願どおり、今年度フードセレクションに出させていただきます、今のところ 1 次は通過したという連絡を受けております。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） そうですね、このクラウドファンディング終了後に、ちょっと、物足りないかなと思ったんですけれども、やはり、その数字以上に地元の高校生が地域資源を活用して、こういった形で実務に携わるというのは、非常にすばらしい取り組みかなと

思いますので、これもここで終わるんではなしに継続していただいて、ぜひこういった若者が佐用町で活躍できるような環境づくりを整えていただきたいと思います。

先ほど、町長の答弁にありましたように、経営会議に町側も、もっと主張すべきだというのは、冒頭から僕のほうも、やっぱり主張しておりました。

太陽光発電の事業につきましては、当然、最初のインシヤルコストというのも決まっています。売電先というのも決まっています。売電価格というのも決まっています。

ということは、経営に関する決定事項がほとんどない中で、両方で運営をしてきた。唯一あるとすれば、機械の故障等々の不確定な要素というのは、その程度だったんですけども、このまなび舎農園の運営につきましては、いろんな売り方であったり、価格であったり方向性というのは、決定事項が必要なので、何とか町のほうにも、きっちりと、そういったことが判断できる方に参加いただいて、きっちりと経営のほうを確認してほしい。また、主張してほしいということを当初から申ししておりましたので、先ほどの答弁にありましたように、ぜひこの事業が軌道に乗るように、ぜひその担当者の方にも、よろしく願いしたいと思っております。

それで、先ほど言われました町長の強い思いというのは理解できるというふうに、先ほど、私のほうも言いました。農業を何とかしたい。この今からの佐用町の中で、産業としてというので、非常に大きい思いを持っておるんですが、先ほど、言葉が出たように、やはり、こういった大きな農業では難しい。市場のニーズの変化になかなか合わせられないということなんですが、常日頃からこの議会でも主張されてもらっているように、なかなかちょっと考え方として、今現在、ビジネスをするに当たって考え方がマーケットイン、プロダクトアウトという2つの考え方がございます。

マーケットインというのは何かと言いますと、消費者の方が何を求めてらっしゃるのかというのを、きっちり把握した上で、そこに物を販売する。

プロダクトアウトというのは、反対に高度経済成長期です。物をつくれば売れるんですよということで、いい物をつくったら売れるんですよというのがプロダクトアウト。

今、町長が非常に熱心にされています農業関係の支援、この事業に関わらず、なかなか市場のニーズに合った農業生産をしようという観点が少し不足しているんじゃないのかな。この大きな事業にしても、決して間違いではないけれども、もう少し調査をしていくと、全国でこういった施設園芸、こういったテクノロジーを利用した大きなハウス園芸が、なかなか前に行っていないという事例も、たくさん私自身も存じ上げております。

そのへんの調査研究をされたのかというのが、少し不安になってまいります。

その中でも、先ほど言われましたように、今、3年が終了、あと3カ年計画で何とか収支均衡まで持って行きたいとのことなんですが、ぜひその3カ年間で収支均衡まで持って行っていただけるように努力をしていていただいて、また、住民の方々にも、その夢と一緒に見て、それが産業になるよにしていっていただきたいのですが、先ほどからの言葉では、非常にやっぱり難しいという言葉が出てきております。これは、タイムスケジュール的に、どのへんまで頑張ろうかなってお思いでしょうか。

議長（石堂 基君） 答弁はどちらから？

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君）　　まず、先ほど、町長のほうが答弁されましたように、今、3年後のキャッシュフローベースでの均衡を目指しております。これにつきましては、まず、今年度予定どおり収穫して、それから、少し収量が上がるような形で株間を狭めたりとかいうようことで、いい物が取れた、それを今度、量を少し増やして均衡まで持って行きたいというふうに取り組みを始めておりますので、なかなかいつまでということは、明言できないところがございますが、もう少し見ていただきたいな。

現在の状況ですけれども、その取り組みをはじめまして、夏場から苗を育てて、今、やっと実が取れたしたんですけれども、これにつきましては、市場で9月、10月に非常にトマトが出回らないので、少し高額で売れるということで、そこを目指して、取り組みを、去年もしたんです。なかなかうまく、高温障害等でいかなかったんですけれども、今年、その部分クリアできて、今、取り始めております。ですので、これをこのまま、功を奏してうまくいけば、少し先も見えてくるのかなという気はしておりますので、そのあたりを、引き続き努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔千種君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　千種議員。

4番（千種和英君）　　すみません。そういった経営に関するビジョン的なものを聞いた時に、ちょっと戻るんですが、先ほど、9月、10月、今からトマトが高くなる時期にという話がありました。

少し野菜にかかわっている人間から言わせていただきますと、こちら今、作られているのは中玉のトマトですよ。甘くて糖度が高いということなんですが、僕の実感からすると、割と売りづらい品種なのかなというふうに思っております。

というのが、小さなプチトマトであれば、プチトマトというので1個づけができる。大玉トマトは大玉トマトで切って出せるというんですけれども、なかなか中玉というのが使いにくいんですよとかいうのを、よく飲食店のシェフの方からお話をいただいて、私、かかわっているところでも、なかなか中玉というのが販売が難しい状態なんですけれども、先ほど、町長の答弁にありましたように、ひょっとしたらイチゴにしようか、ほかの品種にしようかという話もあったんですが、そのへんのトマトの中での品種についての検討というのは、その経営会議等々では出てこないんですかね。

〔企画防災課長　挙手〕

議長（石堂　基君）　　企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君）　　昨年度、千果（ちか）というミニトマトを栽培いたしました。やはり市場の状況をつかんだところ、ミニは、ミニトマトについては、かなりたくさんの農家さんが作られて、非常に出回りますので、なかなか、こちらが目指しております1キロ当たり1,200円という単価を目指しているんですけれども、そこには到達しないということで、そのあたりの調査をした結果、やはり中玉、当初の中玉を、しっかりつくっていくべきであるということで、現在取り組んでいるような状況でございます。

〔千種君　挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4 番（千種和英君） 今回の一般質問でも、少し厳しいことを言わしていただいたんですが、けれども、これも裏を返せば、何とか佐用町で農業を産業にしたいという思いでございませう。町長が、当初からずっと言われていますように、やはり成長産業、佐用でできる産業は農業であるということには、先ほども言いましたけれども、私も強い共感を持っています。

何とか、この佐用まなび舎農園の経営が順調になること、先ほど言われましたけれども、もうちょっと規模を縮小してでも民間の方が取り組めないのか。

また、佐用町で、本当に産業として携わる人が出てきて、佐用町の問題であります過疎、高齢化というものの打破にはならないのか。経済的な復興にはならないのかということに非常に感じております。

何とか、非常に難しい険しい道のりというのは、今日の町長の答弁のほうからも僕も切に感じたんですが、いろいろな方法、今現在、先ほど言われましたように、町職員も関わっていただいております。また、いろいろな売り方、マーケティングとか販路拡大等にも、これも以前から主張をしております。いろいろな若手人材、能力を持った人材というのが、このコロナの最中にアフターコロナ、ウィズコロナというので地方に目を向けている時代でございます。そういった人材、外部人材の活用等々も念頭に置いていただきまして、この事業をうまく軌道に乗るように、また、佐用町が産業として農業で成り立って佐用町で暮らせるような町にしていきたいということを切にお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 千種和英議員の発言は終わりました。

続いて、6 番、廣利一志議員の発言を許可します。

〔6 番 廣利一志君 登壇〕

6 番（廣利一志君） 6 番議席、廣利でございます。

コロナ禍で改善、検討すべき項目について見解は。

新型コロナウイルス感染の状況は、感染拡大がとどまることなく「ウィズコロナ」、つまりはコロナ感染とどうつき合いながら日常の生活、経済活動を行っていくかが問われているように思います。

これは、例えワクチンが開発されても続くように思います。

3 密、つまり密閉、密集、密接を避けながら基本的であり、有効な考え方であると言われております。

しかしながら、その影響も少しずつ出てきているように思います。

そこで、幾つかの点について町長、教育長の見解をお聞かせします。

まず、1 点、学校において休業の影響で登校拒否等の現状、あるいは、その傾向があるのか、ないのか見解をお聞かせください。

2 点目、先生方が学校再開後に勤務超過になっていないか、指導、懇談で心身の不調などにきめ細やかに対応できているのかお聞かせください。

3 点目、様々な会合、研修、会議が開催できていない状況が続いているが、例えば、自治会長、民生児童委員、福祉委員の皆さんにはご負担をかけているのではないかと。現状をどういうふうに認識しているのかお聞かせください。

4 点目、全員の会議ができなければ、それに替わる方法を考えるべきでは。

5 点目、秋から冬にかけて、さらに感染拡大するとの想定で役場の体制も変えることも必要かと思うが、その検討はどうか。具体的には、行政手続きオンライン法、デジタル手続き法の公布後の取り組み、進捗状況は。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（石堂 基君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、コロナ禍で改善、検討すべき項目について見解はのご質問に、お答えいたします。

まず、1 点目、2 点目については、私のほうから答えさせていただきます。

まず、1 点目の学校において休業の影響で不登校等との現状は、また、その傾向はについてでございますが、小中学校においては、このたびの新型コロナウイルス感染拡大に伴い3 月初旬から臨時休業に入り、新年度を迎えても、なお臨時休業が続くなど、かつてない厳しい学校運営を強いられました。

4 月と言えば、進級する子供たちは勿論のことですが、新1 年生にとっても学校生活の基礎を培う大事な時期であり、また、本年度においては利神小学校と三河小学校の統合もあり、全ての子供たちにとって、例年にない不安や戸惑いを抱えてのスタートとなりました。

6 月から小中学校が再開し、短かった夏休みを経て現在に至っていますが、この3 カ月余りの学校生活で、現在は、ほぼ例年どおりの生活リズムが戻ってきた状況にあります。

議員がご指摘のように、長い休業から再開した時の不登校については、学校、教育委員会でも心配しておりました点であります。そのため、休業中はプリント学習の連絡や家庭訪問を通じて、子供たちと学校とのつながりを途絶えることがないように配慮してまいりました。幸い、6 月1 日の再開日においては、休業の影響による欠席者はなく、現在においても、臨時休業の影響で不登校が増加したということはありません。

しかし、例年、各学校で実施しているストレスチェックやアンケートの結果を見ると、新型コロナウイルス感染症に対する不安や、自粛生活に対するストレスを抱えている児童生徒が数名あるので、子供たちの小さな変化も見逃さないよう気を配るとともに、引き続き心のケアを行っていく必要があると考えております。

続いて、2 点目の教職員について、学校再開後に勤務超過になっていないか。心身の不調に対してきめ細やかな対応ができているのかについてでございますが、学校再開後は、年間事業時数を確保するため、例年行っていた行事や校内生活の見直しのため、各種会議や準備のための時間が増加しております。また、保護者との面談対応や児童生徒の下校後の消毒作業、それから、熱中症を防ぐための下校指導など、例年にないような様々な業務が増え、超過勤務につながっている学校もあります。

そうした中ですが、教職員の中にも精神的ストレスを抱えている職員があることは管理職からも報告を受けております。各学校においては、管理職が個別に面談を実施し、心の相談ケアに乗り、心のケアに努めております。1 人で仕事を抱え込むのではなく、チームとして組織的な対応をとるよう各学校に伝えております。

また、教職員の負担を軽減するために、県教育委員会と連携して、学習指導員を小学校に6 人、中学校に1 人を配置するなど、学校と教育委員会が一丸となって、コロナ禍に対応した取り組みを進めているところであります。

この後については、町長のほうから答弁させていただきます。

議長（石堂 基君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、ご質問の３点目以降は、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、３点目の様々な会合、研修、会議が開催できない状況が続いているが、例えば、自治会長、民生児童委員、福祉委員の皆さんにはご負担をかけているのではないかということについてでございますが、例年と異なり、新型コロナウイルス感染症にかかる非常事態宣言が行われたことを受け、各種団体における総会や会合を中止せざるを得ない状況となったわけでございます。

自治会長につきましては、例年５月に自治会長会を開催をし、町からのお願いする内容等につきまして、ご説明させていただいておりますが、このコロナ禍において開催ができておりません。依頼文書と資料を送付させていただき、不明な点があれば、担当課において個々に対応させていただいておりますが、十分な説明ができていないことにつきましては、ご迷惑をおかけしていると認識をいたしております。なお、説明会等を開催しないと業務の遂行に支障をきたす恐れのある内容につきましては、議員のご指摘のとおり、感染拡大防止と経済活動の両立を図り、新型コロナウイルスと共存するという方向性もありますので、３密を避け、マスク着用、手の消毒、換気、ソーシャルディスタンス等の対策を行い、そうした説明会を開催することも、これからは考えていきたいと思っております。

民生委員児童委員は、昨年１２月の一斉改選により、約７割の方が新任委員となられました。今年度は、少しでも早く自信を持って委員活動が行えるよう、例年以上に研修や会議を通じたスキルアップの機会が求められるところでありますが、十分な活動が行えないことによる不安を感じている委員の方もいらっしゃるというふうに感じております。

一方で、事務局からの連絡・各制度の周知と研修・各委員間の情報共有等を目的に毎月１回開催をしている定例会につきましては、旧町単位毎に４地区で開催をしているため、感染拡大後も中止することなく、これを実施しております。

また、兵庫県主催の初任者研修は受講していただきましたし、地域で見守りが必要な方の情報などは、前任者から引継がれておりますので、活動が行えているものというふうに考えております。

今後も、福祉や介護のサービスの知識や理解を深められるよう、資料を毎月の定例会で配布をし、分からないことや迷うことがあれば、いつでも事務局へ連絡をいただくよう伝えるなど、委員の精神的な負担についての配慮も行っております。

また、社会福祉協議会が事務局である福祉委員につきましては、主な活動の１つであるふれあい喫茶の自粛や自治会長との合同会議の中止等の影響が出ております。

直接的な負担が増大している事例は伺っておりませんが、今後も社会福祉協議会と連携をしながら、民生委員・児童委員、福祉委員ともに新型コロナウイルス感染症対策による負担が増大することがないように、注視をしてまいりたいと思っております。

次に、４点目の全員の会議ができなければ、それに替わる方法を考えるべきではということでございますが、ＳＮＳ等を利用した配信サービスや、Web会議等が考えられますが、現在、少人数の会議であれば、３密対策をした上で会議を開催しておりますし、このコロナ禍の状況で、多人数の会議の開催は、難しいのではないかと考えますが、現時点においては、町内の会議などでは、Web会議のようなシステムを導入する必要性は感じておりません。

ただし、佐用チャンネルを利用して説明会に代わるものを動画として配信し、より分かりやすい方法で住民の方にお伝えすることはできないかなというふうに思います。

次に、5点目の秋から冬にかけて、さらに感染拡大するとの想定で、役場の体制も変えることも必要であると思うが、その検討はどうしているかということでございますが、職員への感染防止対策については、できるだけ3密を避けて、マスクの着用、手の消毒をこまめに行い、アクリル板を設置することでウイルスの飛散を防ぐなど感染防止対策を、これからも行ってまいります。万が一感染した場合は、リモートワーク、分散勤務により業務を停止することなく、できるだけ継続して業務を行うことといたしております。

次に、行政手続きオンライン法、デジタル手続法の公布後の取り組みと進捗状況ということでございますが、平成14年12月に公布されました行政手続オンライン化法は、令和元年5月に公布されたデジタル手続法により情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称、デジタル行政推進法に改められました。このデジタル行政推進法は、国、地方公共団体、民間事業者、国民等があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指すとしており、個々の手続きとサービスが一貫してデジタルで完結すること。一度提出した情報は、一元管理することにより2度提出することを不要とすること、また、民間サービスを含め、複数の手続きとサービスをワンストップで実現することといたしております。行政のデジタル化は、社会全体の効率化とコストの抑制を図るとともに、一人一人に対して公平かつ迅速に、最適なサービスの提供を可能にし、官民一体となって新たな事業を創出することで経済の活性化につながるものと考えております。

佐用町におけるこれまでの行政手続の電子化の具体例といたしましては、税務課関係で、事業所の給与支払報告書、源泉徴収票等の法定調書を電子申請で行うeLTAX（エルタックス）、その他、法人及び個人町県民税の申告と納税が電子申請で行うことができます。図書館関係では、スマホ、パソコンから借りたい本の予約を前日までに行いますと、翌日には予約した本が準備されておりますので、本を探すことなく受付ですぐに借りることができます。最近であれば、特別定額給付金の申請を、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用し、スマホや家のパソコンから電子申請により受け付けをしたところでございます。

今後、国が積極的に行政事務の電子化を推進する中において、佐用町におきましても、自宅に居ながら行政手続きができて、簡便に行政サービスが受けられるよう、町民の利便性の向上を国のそうした施策と合わせて図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） まず、学校の関係につきましては、コロナ前、それから後、途中、学校の休業ということがあったわけですが、不登校等増加していないというところについては、教育長のほうからお話があったんですけれども、不安、ストレスを現象的に出ている子たちが数名いるということなんですけれども、まず、この子たちに対する対応とか、それから、専門的な方が対応しているのかどうか。そのあたり、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 長い休業で、子供たちにとっても初めてでしたので、不登校については増加していないということですが、不登校はおります。

ただ、6月1日については、休みがちだった子も来て、全員そろったというような、いい報告も聞いておりますけれど、以前変わらず不登校の子は、やはりなかなか来にくいという状況も変わってはないというのは聞いております。

子供たちの、そういったケアにつきましては、担任教師だけではなくに、スクールカウンセラーなり、教育委員会でも置いておりますスクールソーシャルワーカーなどの専門的な意見も聞きながら個別に対応して、心のケアを図って、何とか学校復帰に向けてくるように、子供たちも、それから親も含めて、そういったケアをしておるところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 不登校は、コロナ前もいて、そのことがコロナがあって増えたということはないけども、あるということですね。分かりました。

それで、不登校の状況だとか、不安、ストレスを抱えているということについて、教育委員会が毎月開催されていますけれども、それは報告のタイミングと、それから、そこでの協議というか、それは、どんなタイミングでされる、あるいは、もしかしたらされていないのか、そのあたりについては、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 不登校とか、そういったことについての協議ということですか。

6 番（廣利一志君） いや、すみません。不安、ストレス。

教育長（浅野博之君） 新たな展開がある時については、詳しく相談しておりますが、不登校の子が適応教室に行きだしたとか、適応教室で、今、頑張っている子が、これだけいるとか、そういう状況については、教育委員会のほうで報告させていただいて、皆さんの意見も、また、聞いたりして、何とか改善の方向に向くような方向性を考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） その報告のタイミングが、例えば、1カ月後には分るとか、そういう状況になっているんですか。

学校からの報告が、どのタイミングで報告受けて、それで、教育員会で、そのことが協議されるのか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 教育委員会のほうには、毎月問題行動とか、欠席状況については報告がありますので、その結果を受けて、委員会のほうに報告をさせていただいております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） タイムリーにされているということで、この学校の先生のことも、ちょっと関係するものですから、ちょっと、今、確認をさせていただきました。

それで、教師の皆さん、毎回、業務量の問題については、全国的に、これ言われておりますけれども、この令和2年3月25日の教育委員会の議事録によりますと、本会議の評価報告書の時にも、ちょっとお聞きしたんですけれども、教育長も、ちょっと触れていただきましたけれども、超過勤務の実態ということで、45時間を超えている方、それから、月80時間、それから90時間という形で、ちょっと人数は分かりませんけどあるということなんですけれども、結果として、メンタルヘルス、心の健康の問題を何名かの方が抱えておられると。具体的な対応について、もう一度、ちょっとすみません。よろしくお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 4月、5月につきましては、3月からもそうですが、子供たちがいない間についての業務はありますけれど、超過勤務としては、それほど上がってはおりません。

ただ、やっぱり6月からにつきましては、かなり4月、5月に比べると上がっておりますし、例年と比べても、やはり例年と同じ行事をするわけにいかないので、やはりどうやっていくか。どう工夫していくかの会議等も、やっぱり多くなりますので、業務量としては増えております。

また、例年でしたら、夏休みが結構ありますので、子供たちがおる間は、やっぱり、どうしても緊張感持ってしまいますので、子供たちがいない夏休みは、やっぱり、そういう緊張感がないので、ちょっと、ストレス的には解放されますし、また、その期間を利用して夏季休暇なり有給休暇を取って、心身のケアに努めていただいておりますが、今年については、やはり、それができにくいというような状況で、ストレスがたまっている先生も、かなりいると思います。

そういったことも含めて、時間数を増やした非常勤職員や、それから、新たになに配置した職員もいますので、そういった方を利用して、できるだけ交替で、体調の悪い時は、早く休むとか、それから、有休を取って休むようにしてくれというふうには、校長には言っておりますけれど、やはり、子供が一生懸命勉強しているのに、自分が休んで何かというのは、やっぱり僕らもそうですが、なかなか休みが取りづらいというふうにな。気分的にな。だから、なかなか、本当にしんどくなるまで頑張ろうというのが、何か教師のさがというか、そういったところもありますので、そういったことにならないようには、十分配慮するということというふうには、校長のほうには伝えております。

そういったことで、心のケアと言いましょうか、体のケアするようにということで伝えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） そこが、ちょっと、なかなか問題を出しにくいというところが、逆に問題というか、要するに、対策としては、指導員の方、小学校で6名配置ということと、それから、議事録で見ると、相談も先輩方、ベテランの先生方に相談することと、それから、学校長の指導ということが書いてあるんですけども、やっぱり、それだけでは、ちょっと、実態は、もっと数名ではなくて、抱えておられる方たちが多いのではないかなと。だから、把握が、もしかしたら十分ではないのかなというふうに思うんですけども、もう1つ、学校長の指導だけで十分なのか、例えば、20名、30名の小学校、中学校で、なかなか話しづらいというのがあると思うんです。それで、専門の方、あるいは校外の方。あるいは、もしかしたら、校長の指導ではなくて、教育委員会の指導というふうなことも、ちょっと考える必要があるのではないかな。いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育長。

教育長（浅野博之君） おっしゃるとおり、言いづらい面もあるかもしれませんが、日頃からチーム学校ということの合言葉に、誰もが心を1つにして取り組んでいこうという気持ちでおりますので、相談しにくい雰囲気をつくらないというのが、風通しのいい職員室をつくるというのが、一応、学校経営の中にも上がっておりますので、言いにくいということで、1人抱え込むようなことはないと思いますし、それほど、校長との敷居が高いわけでもないと思いますので、校長を通して、また、僕らのほうにも相談があった時は、僕らの教育委員会としても何らかの手立ては考えていきたいとは思っています。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 隠れてしまうというところが、すごい危険だなという感じがします。で、再度になりますけども、教育委員会なりが介入という言葉は、ちょっと変ですけども、指導というような感じを、必要なのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） こちらから主導的と言うより、こちらで関わっているのは健康診断であるとか、産業医に相談をかけるとか、そういう機会を設けておりますので、そうい

ったところを利用して、相談をしていただくなりすることが、今現状ではしておるところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 次、自治会長会とか民生児童委員、町長のほうからも話がありましたように、民生児童委員の方は、新任の方が7割と、自治会長の皆さんも、私も今回、30名以上の方に、センター長含めて、お話を伺いました。そうすると、新任の自治会長の皆さんもいろんな不安、悩みとかいう話をお聞きしたんですけれども、対策、いろいろ旧町単位での会合とかされているわけですが、新任の方に向けてというふうな形で、先ほど、ちょっと、町長お話をさせていただきましたけれども、相談を受け付けるというような形とか、具体的に言われたのは、自治会長が言われたのは、ベテランの自治会長は役場の担当の課長、みんな顔分かると。どこへ行けば分かると。新任の自治会長は分からない。分からないのでどこに行けばいいのか分からないと。例えば、そういうことが言われました。

何か方法、ほかに何か考え…、もっとコロナが酷くなる。秋冬にひどくなるというふうなことも考えないといけない。いかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

確かに、自治会長会、5月に開催、今までしておったわけですが、そこでは、大体、各課、各課からの連絡事項というものがございまして、大体40項目ぐらいあるわけです。それを1項目3分間かかったとしても、大体予定の2時間を超えてしまうということで、勢いで、こちらからの一方的な説明になって、後は、詳しいこととか疑問点などは、それぞれ担当に聞いてくださいということで、お配りする資料には、どこの課が担当して、ここへお尋ねしていただければいいということは書いておりますので、その点は、今回の自治会長会の中止に伴って、自治会長さんに送った資料も、これまでと同じような資料でございますので、その担当というのは分からないということはないと思います。

それと、先ほど、町長から答弁にあったように、自治会長さんは131人いらっしゃいますので、いわゆる Web 会議、パソコンとかテレビを使った会議というのは、やはり多すぎて、ちょっと、それは非現実的だろうと思いますので、これまでの自治会長会に変わる方法といたしましては、先ほど答弁しましたように、佐用チャンネルとか、YouTube ですね、それは、町のホームページから入ることができますので、佐用チャンネルが利用できない自治会長さんには、そういった町の公式ホームページ、パソコンを使って、そういった自治会長会に変わる説明会というようなものが開くということは、すぐにでもできますので、そういった方法が現実的ではなかろうかなというふうに考えております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 町長のほうも Web 会議、パソコンを通して会議することは、今のところ考えていないと。総務課長も、今、その答弁でしたけれども、ケーブルテレビ等を使って、これはまだ、実施じゃないんですよね。実施予定？もう実施されているんですか。それは。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） これまでは、今のところ、そういったことは実施しておりませんが、すぐにでもやれる方法とすれば、そういった佐用チャンネルとか、YouTube を使った説明会というんですか、そういったものの配信というものは、すぐにでもやろうと思えばできるということを申し上げたわけでございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） それは、新任の民生児童委員の方が 7 割。自治会長も、もしかしたら半分ぐらいな新任なのかなというふうに思うんですけども、それは、支援策というか、どこに相談したらいいというのが分かるということでは、すごくいいのかな。

これ広報の 8 月号に、支所を含めたテレビ会議システム導入、それから、職員の分散勤務のための LAN 回線敷設事業と、これは多分、内部なんですけれども、センター長会議がコロナ禍ではありますけれども、毎月開催、中止せずに開催がされたと、で、web 会議も 7 月に実施で、9 月も実施予定と、その成果というか、あるいは、気づきとかについては。いかがでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 成果といたしましては、まず、その web 会議ということが、自分たちも開催できるのかなというところ、そういったところを学習していただけたというところはあるかなと思います。また、町、私たちにとっても、そういった会議に慣れていただくことによって、例えば、センター長会以外のいろいろなセミナーとか、そういったことが開催されているんですけども、そういったことも、それぞれの地域づくり協議会の皆さん、役員さんを含めた方たちが、それぞれの場所に集まって、受講できることもそういったことも知っていただけたかなというふうに思っております。

また、このたびのセンター長会につきましては、4 つの支所、役場の本庁も含めてなんですけれども、4 か所に 13 地域づくり協議会のセンター長、集まっていただいて開催したんですけども、それぞれの支所に集まって、旧町単位のセンター長の方が集まられることによって、それぞれ、近くの似通った状況の中での不安といいますか、そういったことを、それぞれ相談し合ういいきっかけになったかなというところもございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） それは本来の目的ではないけれど、副次的な成果ということなんですけども、結局、13 地域につないでということではなくて、旧町ごとに、ですから、例えば、旧佐用だと 6 人ですがが集まるという形になるわけなんですけども、想定が、これからまだコロナ感染が、この秋口から広がるということを考えた時に、それで果たしていいのかなというようなところがちょっとありますので、13 地域につなぐということが可能なのかどうか。できるのかどうかについては、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） その点につきましては、先ほどの会議の成果にもなろうかと思えますけれども、そのそれぞれのセンター長さん方も、そういった必要性を感じられて、それぞれのセンターでの、そういったオンラインシステム、オンライン会議ができる、そういった機材、ネット環境等が必要であるということを感じられましたので、今年度、できれば包括交付金等を使った中で、そういった機器の整備等をしていただく予定になっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 例えば、仮に、今年度 12 月の補正とかいうような感じが考えるわけですね。

それで、例えば、13 地域で、そういう工事の必要ないところもあると思うんです。で、何か所かは工事が必要だというふうに思うんですけれども、大半はそれで、何か所か整備をしたら、もう 13 地域はつながるという形でよろしいでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず、予算的なことですけれども、今年度、地域づくり協議会においてはコロナの関係で、なかなか行事が十分できていないというところがございますので、包括交付金を使った中で対応をしていただけたらというふうに思っております。

で、経費的にもそんなに多額な額がかかるわけではございませんので、十分その中で対応が可能かなと思われています。

で、全くそういった機材等ないゼロからのパソコンも含めた整備をしなければならない地域づくり協議会については、3 か所ございますけれども、そういった地域づくり協議会の方とも相談しましたところ、対応ができるということです。ので、包括交付金の中で対応

していただけたらというふうに思っております。

で、捕捉になりますけれども、包括交付金については、支払い、現在予定はしておりますけれども、行事等、それから使用しなかった場合は、一旦、こちらのほうに返していただくといえますか、2期に分けて交付するようにしておりますので、後期分を請求しないとか、そういった形でのメリハリのある交付金の活用を考えていただいております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） それは、望ましいというかそういう形で、基本、旧町単位ではなくて、13 地域がつながるという形がまず必要なと、それと、また、これからのことなんですけれども、例えば、自治会長会とか、いろんな役を持っておられる方たちのオンライン会議、テレビ会議というような形に使えたりしないのかなというようなところ思うんですけれども、いかがでしょうか。これから検討されると思うんですけれども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） システム的には可能かと思われれます。

ただ、それぞれのセンターに集まれる自治会長さんの数が結構な数になろうかと思えます。そういったときに、パソコンの画面だけでは、なかなか分かりづらいところもありますので、そのあたりについては、今後、折角、入れるシステムですので、それを活用しながら、そういった方向性を探っていけたらというふうには思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 自治会長全員につなぐというのは、なかなか、これは高額になると思うんですけれども、その web 会議等は必要がないということ。センター長会議のほうは、そういう形で、これから検討ということなら、その適用団体等もこれからもう少し活用も考えていただければというふうに思います。

役場の体制のことについてお聞きをさせていただきます。

町長の方からも、分散勤務というような言葉が出ましたが、実際に、このコロナの中で、保健師さんは分散勤務ということがされたというふうに聞いておりますけれども、問題点が出てきたとか等は何かありますでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 保健師につきましては、健康福祉課におります保健師を半々に分けて、半分は従前どおりの西館 1 階の健康福祉課に。そして、もう半分は、本庁舎の東側に

あります保健センターで勤務をしていただいたわけでございます。

最初、簡単にできるとは思っていたんですけども、実は、保健センターに行っていたはずのLANの回線、パソコンにつなぐための回線が、なかなか見当たらず、結局、線を引き直したということで、そこに机も何もありませんでしたので、簡易な机で、1、2カ月、保健師には我慢していただいたんですが、本庁と近いということもあって、連絡体制も十分に取れましたし、特に、問題といったことは、こちら聞いていないわけでございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 昨日、一昨日ですか、新聞をにぎわしているのは、デジタル庁というのが、どうなるのか分かりませんが、そういうことが話題になってきておりますし、コロナの中で、やっぱり、そのあたりは、日本は、かなり問題があるということを、民間を含めてですけども、特に、行政の場では、いっぱい出てきたのかなというふうに思います。

役場の1階は来庁者が多いところですよ。多分、これ通告しておりませんので、あれですけども、住民課が一番多くて、健康福祉課に聞いたら、平均すると30名ぐらいかなと。あるいは、税務課は、これから確定申告迎えると。やっぱり、対応というのを、これから考えていく必要があるのかなというふうに思うんですけども、一番多い住民課ですけども、何か、対策は、これから考えられると思うんですけども、いかがでしょう。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） それでは、お答えいたします。

住民課、確かに、窓口ございまして、戸籍住民票、それから、保険関係、そういった手続きにお越しになられる方が、毎日、相当ございます。

先ほど、廣利議員のご質問にございましたデジタル化という部分につきましては、そういった戸籍住民票、あるいは保険関係は、どうしても国の制度に基づくものでございますので、なかなか手続きのオンライン化というものは、特に、紙ベースの仕事でございますので、国の動向を見ないと、なかなかオンライン化は前行きしないということがあろうかと思えます。

そういった中で、コロナ対策ということになりますと、どうしても窓口にお越しいただく方の数を減らすということになりますと、アナログ的になりますけども、今の現状では、郵便での請求とか、この春なんかも、国民健康保険税の減免とかの手続きにつきましても郵送での受付を可能というか、できましたら、そちらでお願いしたような内容で、事務を進めましたので、現行の制度では、そういった手続きをお勧めするということになるかと思えます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 税務課の場合だと、確定申告、e-Tax（イータックス）という形で、スマートフォンでもできるようになりましたけども、総体として、傾向としてですけれども、細かい数字はあれですけども、要するに、確定申告の人数、それから、各会場の人数が、当然、減ってきていると思うんですけども、e-Tax（イータックス）が増えてきている状況については、何か分かりますか。お願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） 今年の2月の確定申告での集計なんですけれども、役場のほうに来られず確定申告をしたという方が1,000人ほど増えております。

これを分析した結果についてなんですけれども、おそらくe-Tax（イータックス）を活用して申告したのであろうというふうなことを考えております。

今年から来年の申告に向けて、今、検討しているような状況なんですけれども、まず、確定申告の場合については、申告会場の中では、かなりの距離を取っておりますので、密は避けれるというふうには考えておるんですが、待合室のほうで、かなり密になるということで、8月の西播磨の税務課長会の中で、この地域創生臨時交付金の中で、そういう確定申告に対する備品等について、使用が可能であるというふうな情報が入りまして、1つは空気清浄機、ウイルスを除菌するような空気清浄機を購入することが可能であるというふうな情報を仕入れましたので、そういった物を導入したり、それから、今さっき言われたように、スマートフォンからも申告ができるような状況下になっております。

今年の申告におきましては、町の会場に来る方全てに、このe-Tax（イータックス）に必要な利用者識別番号というのを全部取りました。それから、マイナンバーカードについて、取得が少なかったのが、識別番号を取って、最初の年は免許証とか、マイナンバーの通知書の番号でできるので処理をしまして、帰り際に、役場のほうで必ずマイナンバーカードを取って、来年は持参してくださいというふうな指導をしましたので、かなりの人が取っておられるというふうに考えております。

この2つができれば、自宅のパソコン、またはスマートフォンから、スマートフォンについては、新しい機種だけになるんですけども、カードの識別ができる。

それから、パソコンであれば、カードリーダーを購入すればできる。カードリーダーも昔のように高くなく、安くて1,300円というふうな低価格で取得できるというふうな状況になっておりますので、それをそろえれば、自宅で確定申告ができるというふうなことになりますので、それを勧めておりますし、昨年の申告の研修会に加えて、来年については、e-Tax（イータックス）の研修会、実施指導というふうな形で2日間設けておりますので、そこに参加していただいでできるようにスキルを上げていただくというふうなことも考えておりますし、毎年、医療費控除とか、いろんな事業所得とか申告されるんですけども、同じ方が同じような申告を毎年やられるわけなんです。内容的には熟知されてまして、町が合併してから以後、事業については、収支計算書、こういった物は必ず自分で作るように指導した結果、ほぼ農業に関しても営業に関しても収支の内訳表というところで、減価償却は除いて、そういう表を作成してくることができるようなところまで、できておりますので、あとは、パソコンから国税局のホームページに入りまして、入力することによって申告が完結するということを体感していただいたら、次の年からは、半日休みを取って会場に出向くことなく自宅のできるかなというふうなことも想定しておりますので、

そういったことを対応を考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） e-Tax（イータックス）に限ると 1,000 名ということで、増えているわけですね。分析は、また、あれでしょうけど。

税務署の e-Tax（イータックス）、年末ぐらいから宣伝するんでしょうかね。そういうことも、町を挙げてというか、税務課のほうも、そういう周知というか、簡単だというのが必要かなというふうに思います。

リモートワーク、テレワーク、厳密には今回のコロナの危機の中では、保健師の方が分散ワークで使われたということなんですけども、これ想定ですけども、例えば、先ほど聞いた住民課とか、それから税務課というところで、コロナが発生した場合、前提条件なしにした時に、それは、どういう想定、役場の業務が全部とまってしまうのか。あるいは、住民課なり税務課が閉鎖するとした場合に、その業務というのは、どこでできるのか、できないのか。そのあたり、いかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

ご承知のとおり、佐用町は合併しまして、本庁のほか、上月、南光、三日月支所、それから、三河には出張所があるわけでございます。

これらの施設は、全て 1 つの線でつながっておりまして、役場のサーバーの住民情報システムを使って日々の業務を行っているわけでございます。ですから、そういうことから言いますと、役場の本庁で行う業務というのは、どこの支所でも、出張所でも行えるわけです。

ですから、もし、本庁の住民課とか税務課で、そういったことが起きれば、そこは当然、閉鎖して、あとどこかの支所で業務を行うことになるわけでございます。

いみじくも、先ほど、廣利議員が広報を指して、分散勤務のための LAN 配線の事業を行っているんだということで、それは、そういったことを想定して、支所等にある会議室に、そういった住民情報システムの LAN 回線を引く工事でございますので、それによって、今まで以上に、多人数の職員が支所等で、そういった住民情報システムにかかわる業務を行うことができるようになるわけでございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） LAN でつながって、例えば、三河に、税務課にかわる仕事を持って行って、そこでできるということなんです。

それで、働き方改革、リモートワークというような形で、現実には、政府が一番緊急事態が出ている時には、7 割の方が自宅で勤務と、それは、皆さん、多分、異口同音に、そん

なの無理だと。何が無理かと言うと、パソコンはつなげていても、書類が本庁に来なければならないとか、印鑑が必要だとか、いろんな問題があると思うんですけども、そのあたりは、これからの、当然、課題ですけども、しかし、役所で見ると、そのあたりが、かなり進んでいるところがあると、電子決済という形が進んでいると。

あるいは、リモートワークと、テレワークというふうな形も、実は進んできていると。近隣でも、そういう取り組みをされておられます。

総務省が調べた3月26日の時点の全国の市区町村1,721あります。テレワークの実施状況というのが、この間の新聞に出ていたんですけども、1,721の市区町村テレワーク実施状況と、どなたか分かりませんか。副町長、いかがでしょう。何%ぐらい。1,721の市区町村がテレワークの実施ということで、どの程度の実施なのかというのが分かりませんが、でも数字と何%というのが出たんです。3割ぐらいかな、あるいは10%、あるいは、もっと少ないのか、いかがでしょう。おおよそで構いません。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） テレワークに関する自治体の取り組みというのは、確かに、このコロナの関係で飛躍的に研究されたり、実際に実施されているところもあるということは、情報としてはつかんでおりますけども、ただ、そういった体制を取るのに、取らざるをえないという、その自治体の事情というものがあると思います。

そういうところから察するんですけども、佐用町のように、非常に人口と、あるいは、規模的に小規模の自治体と、町村においても、いろんな差があると思いますけども、特に、そういった面で取り組んでいるところは、都市部に近い、隣接している。そういうところの自治体が想定できるのではないかなという中で、おおよその話になりますけども、私の想定としては、1割から2割ぐらいではないかなというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） ここで改めて、私のほうから皆さんにお願いがあります。

一般質問も時間がかかなり長くなり、慎重な議論が、まだ、続いております。どうか、皆さん、議論のほうに集中していただくことを、改めて、お願いを申し上げます。

ともに、場内ではマスク着用をお願いしております。今一度、マスクの着用方法について、ご確認をください。鼻、口等が必ず隠れるようにマスクを着用し、議論の見守りをお願いします。失礼しました。

廣利議員。

6番（廣利一志君） コロナ対策ではあるんですけども、コロナ対策だけではなくて、効率化というか、電子決済という側面からも、これからは考えていかないといけない。

要するに、テレワークだとか言いながら、実は、紙媒体が大半だとか、あるいは印鑑がずっと必要だということもありますので、これは、やっぱり、そのあたりから、改善していく必要があるのかなというふうに思いました。

1,721市区町村で、テレワーク実施状況というのは3%。だから、51団体ということで、随分少ないなという形なのか、たったこれだけかという感じなのか分かりませんが、しかし、対策を講じないといけないというのは、多くの自治体が、今度のコロナ禍の中

で感じられたのではないかな。だから、この9月以降、あるいは12月以降、対策を講じられるのではないかなというふうに思います。

電子決済については、近隣では、この神戸市、姫路市が既にされていると。電子決済を。

だから、多分、分かりませんが、印鑑必要ないのではないですかね。パソコン上でできると。そうすると、リモートワーク、分散勤務というのが、もっと可能になってくる。

田舎だからということではなくて、やはり、その対策というのを、この機会に、もしかしたら国のほうが、大方針をもっともっと変えてくる必要があると思いますので、この機会に、また、考えていく必要があるのかなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（石堂 基君） 廣利一志議員の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

以上もちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日9月16日は、本会議を休会したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、9月17日、午前9時30分より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時03分 散会
